
令和3年度
湘南西部障害保健福祉圏域
地域生活ナビゲーションセンター
(かながわ湘南西障福ナビ)
活動報告書



令和4年4月

社会福祉法人常成福祉会
丹沢自律生活センター総合相談室

目 次

はじめに	・・・ p1
I 湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業 の全体像	・・・ p1
II 湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会開催報告	・・・ p3
III 湘南西部圏域相談支援ネットワーク活動報告	・・・ p15
IV 湘南西部圏域重症心身障害児者及び 医療的ケアを必要とする方の支援ネットワーク活動報告	・・・ p28
V 自立支援協議会、部会等への参加状況について	・・・ p39
資料編	・・・ p40

はじめに

平成 18 年 10 月より、神奈川県では障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業により、「重層的な相談支援体制の構築」、「広域的かつ専門的な支援を行うことにより障害者の福祉の増進を図る」ことを目指し、県内の 5 圏域（横須賀三浦・県央・湘南東部・湘南西部・県西）に地域生活ナビゲーションセンターを設置しています。

本報告書は、丹沢自律生活センター総合相談室が本事業を受託し、湘南西部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター（愛称は『かながわ湘南西障福ナビ』）として活動を開始した平成 21 年度から毎年発行しています。本報告書を通じて圏域内の各地域と連携して取り組んだ成果と課題を確認いただき、地域における次の取り組みへ繋げるための資料として活用いただければ幸いです。

I. 湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業の全体像

湘南西部障害保健福祉圏域においては、「湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業委託仕様書」、「湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会設置要綱」、「令和 3 年度湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業 事業計画」に基づき、湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会、湘南西部圏域相談支援ネットワーク、湘南西部圏域重症心身障害者及び医療的ケアを必要とする方の支援ネットワークを運営しています。

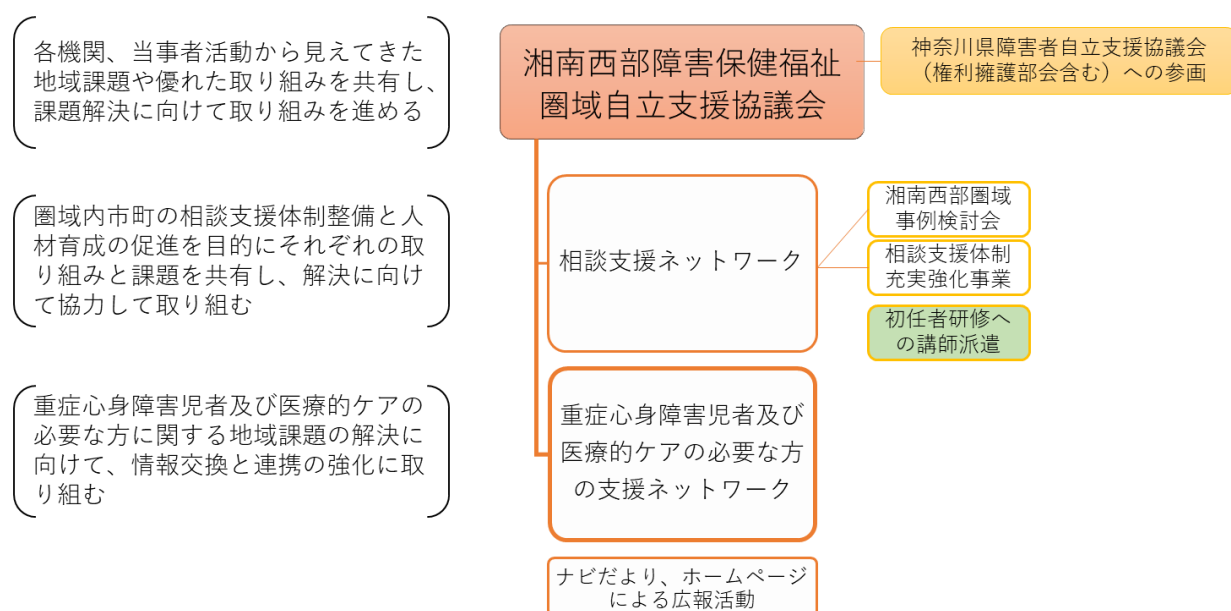


図 1 令和 3 年度湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業の全体像

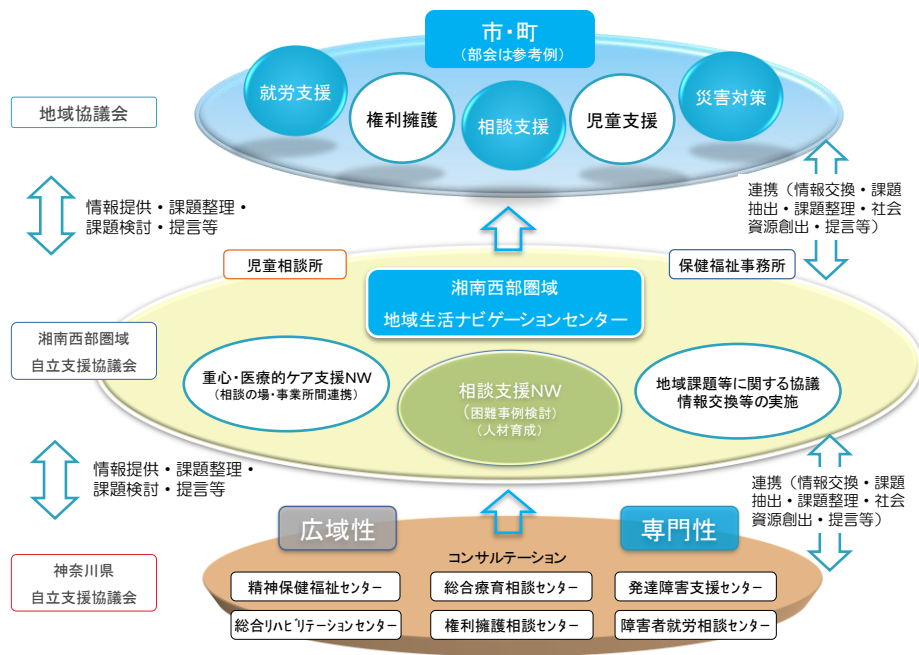


図 2 重層的な相談支援体制における

湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業の位置づけ

令和 3 年度は、前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針に従って、神奈川県と協議しながら会議の開催方法等を検討し、実行しました。会議等の開催回数、開催方法は令和 2 年度とほぼ同様になっています。

「湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会」については、Ⅱ章のタイトル行以降は、簡易な表現として、「湘南西部圏域自立支援協議会」と表記します。

「湘南西部圏域相談支援ネットワーク」については、これ以降、Ⅲ章のタイトル行以外は、簡易な表現として、「圏域相談支援ネットワーク」と表記します。

「湘南西部圏域重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方の支援ネットワーク」については、これ以降、Ⅳ章のタイトル行以外は、簡易な表現として、「圏域重心・医療的ケア支援ネットワーク」と表記します。

II. 湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会開催報告

1. 湘南西部圏域自立支援協議会の概要

湘南西部圏域自立支援協議会は、「湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会設置要綱」（資料編 p41）及び「令和 3 年度湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業 事業計画」（資料編 p41～43）に基づき、年に 2 回の会議を Web 開催しました。令和 3 年秋以降に新型コロナウイルスの感染者数が落ち着いてきたことから、第 2 回会議の対面開催を検討しましたが、年末からオミクロン株による第 6 波が始まったため見送っています。今年度は、令和 2 年度の協議を踏まえて、新たに神奈川県教育委員会中教育事務所に参画いただきました。それ以外では、異動等により新たに 8 名の委員、1 名のオブザーバーが就任されています。今年度は、各地域の新しい取り組み、地域生活支援拠点の緊急時の受け入れ機能、医療的ケア児等コーディネーター配置や災害への備えについて、意見・情報交換を進めました。

委員 (31名)	事業者	社会福祉法人 素心会、ほっとステーション平塚、 秦野市障害者地域生活支援推進機構、かながわ共同会 秦野精華園
	就 労	平塚公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センターサンシティ
	教 育	神奈川県立平塚盲学校、神奈川県立平塚ろう学校、神奈川県立平塚養護学校、 神奈川県立湘南養護学校、神奈川県立伊勢原養護学校、神奈川県立秦野養護学校、 神奈川県教育委員会中教育事務所
	当事者	神奈川県障害者自立生活支援センター、秦野市手をつなぐ育成会、 ほっとステーション平塚ピアサポーター
	社会福祉協議会	平塚市社会福祉協議会、秦野市社会福祉協議会、伊勢原市社会福祉協議会
	市 町	平塚市障がい福祉課、秦野市障害福祉課、伊勢原市障がい福祉課（伊勢原市基幹相談支援センター）、大磯町町民福祉部福祉課、二宮町健康福祉部福祉保険課
	専門相談機関	平塚児童相談所、平塚保健福祉事務所、平塚保健福祉事務所秦野センター
	市町協議会	平塚市障がい者自立支援協議会、秦野市障害者支援委員会、 伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会、二宮町・大磯町障害者自立支援協議会
オブザーバー (11名)	愛名やまゆり園（圏域事業調整会議事務局）、神奈川県発達障害支援センター、神奈川県立総合療育相談センター、神奈川県精神保健福祉センター、神奈川県社会福祉協議会権利擁護推進部、神奈川県総合リハビリテーションセンター 地域リハビリテーション支援センター、ソーレ平塚（あんしんネット受託事業所）、湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会事務局、神奈川県障害福祉課	

表 1 令和 3 年度 湘南西部圏域自立支援協議会 参加機関名簿

2. 湘南西部圏域自立支援協議会の開催状況

(1) 第1回湘南西部圏域自立支援協議会

日 時	令和3年7月28日（水）14：00～16：00
場 所	Zoom ミーティング
参加人数	委員・オブザーバー33名 事務局3名 計36名

【主な議題と内容】

① 会長・副会長の選任

会 長：社会福祉法人 素心会 萩原委員

副会長：秦野市手をつなぐ育成会 相原委員 が選任される

② 「令和3年度湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業事業計画（案）」（資料編p41～43）／活動予定が承認される。

③ 令和3年度の主な取り組み予定

標記資料（市町/市町協議会分p5～6）に基づき説明し、意見交換を行う。

- 令和2年度から県の「農福連携等マッチング等支援事業」のモデル地域として農業と福祉の相互理解を図ってきたが、令和3年度は個別にマッチングに取り組む。（秦野市障害福祉課）
- 4月から医療的ケア支援事業を開始し、学校や事業所で医療的ケアを必要とする方に対し訪問看護師を派遣して医療行為を提供している。（伊勢原市障がい福祉課）
- 重層的支援体制整備事業について
 - 4月から「秦野市地域共生支援センター」（地域共生推進課）が秦野市保健福祉センター内に開設され、複合的な地域生活課題の総合調整を担っている。必要な相談支援を包括的に行えるよう、福祉分野だけでなく、庁内横断的に組織した秦野市相談支援包括推進会議の関係課と取り組む。（秦野市障害福祉課）
 - 4月より、高齢主管課で「ことわらない相談窓口」を設置した。社会福祉士及び保健師を配置し相談の受理や担当課へのつなぎ等を行っている。また、高齢・障がい・児童等の制度に該当しない「狭間」のケースについても、アウトリーチを含め対応できるよう整備し、関係各課との連携を深め二宮町に適した組織作りができるよう、引き続き実施検討を行っていく。（二宮町福祉保険課）
 - 神奈川県障害福祉課より、重層的支援体制整備支援事業、重層的支援体制整備事業への移行準備事業等について資料に基づき説明する。
⇒ 今後、好事例等を報告いただきたい。（会長）
- 地域生活支援拠点について
 - 緊急時の受け入れは、短期入所での対応となる。マンツーマン対応が必要な場合は、管理職が夜勤も含めて対応せざるをえず、連泊での受

令和3年度の主な取り組み予定

(1) 各市町及び市町協議会の取り組み予定等について

平塚市	
●平塚障がい福祉課 昨年2月に策定しました「平塚市障がい者福祉計画（第4期）～ひらつか障がい者福祉プラン かがやき～」に基づき、共生社会の実現へ向けて取り組みを進めているところです。 その一環として、障がいに対する理解促進や「心のバリアフリー」普及啓発のため、約3000部の冊子を市内各機関等へ配布を行っています。今後も機会を捉え、さらに多くの所へ配布を拡大する予定です。	
●平塚市障がい者自立支援協議会	
①企画運営部会 本協議会については例年3回開催しているが、新型コロナウイルス感染予防のため、当分の間は書面協議で開催。開催回数は未定。	
②身障分科会 今年度は通所事業者との連携を図るという目的で、それぞれの事業者から地域課題を抽出するという内容を考えている。	
③知的分科会 毎年、市内の事業所をグループ分けして、事業者へのモニター事業を実施していたが、新型コロナウイルス感染予防のため、今後どうなるか不明。地域作業所連絡会を活用して各事業者間との情報共有を図るといった活動を計画したいと考えている。	
④精神分科会 新型コロナウイルス感染予防をしながら、来月には日中活動系の事業所連絡会を開催する予定。アウトリーチの連絡会も開催を予定している。	
⑤就労支援部会 ・今年度については市内の特例子会社の古河ニューリーフへのバスツアーの見学を企画している。今後、サンジテイの山善氏と調整していく予定。 ・就労支援セミナーを今年度も開催を予定している。対象者は、本人や保護者、養護学校や就労支援事業者など。場所は保健センターだが、新型コロナウイルス感染予防のため、参加人数を制限するなどの対応を予定。	
⑥計画支援分科会 例年、グループスーパージョン・相談員研修・支援連絡会の3つを開催している。今年度については、開催回数等調整していく。現段階では3回とも開催することに進めていくが、状況を見ながらリモートの方法も検討していく。	
⑦ことも部会 ・未就労児分科会は、コロナの影響を考慮し、分科会を1回以上開催していく予定。 ・学齢児分科会は、前年度から引き続き、事業所と協同で会議運営や課題抽出等を行う。現状に合った課題解決を目指す。 ・医療的ケア児支援分科会は、分科会を1回以上開催していく予定。その他、保護者間の交流と情報共有を目的とした座談会を7月14日に、主に保護者を対象に災害対策についての勉強会を秋頃に開催予定。 ・移送サービス分科会は、社会福祉協議会が実施している移送サービスの利用希望があった際に、情報を精査しアセスメント（ケース検討）ができるよう場を設置していく予定。	

令和3年度の主な取り組み予定
(1) 各市町及び市町協議会の取り組み予定等について

秦野市	
●秦野市障害福祉課	
①第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定・・・県が新型コロナウイルスの影響で第6期障がい福祉計画の策定を、令和3年度に延期したため、本市でも新型コロナウイルスが障害福祉サービス等に影響している点も踏まえ、検討するため、令和3年度に策定を延期した。	
②秦野市パラリンピック聖火フェスティバルの関連イベントとして、パラスポーツの普及促進を図る『はだのパラスポーツフェスティバル』を、同日に開催し、パラスポーツ体験や、パラリンピックをテーマとした上智大学師岡文男名誉教授による講演会を実施する。	
③「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にかかる協議の場」を、令和2年度は既存の会議体を活用して「ピアサポートについて、普及啓発について」当事者を交えて協議した。令和3年度も引き続きこの内容で実施する。	
④令和2年度から県の「農福連携等マッチング等支援事業」のモデル地域として「農業と福祉の相互理解」を図ってきたが、令和3年度は実際に個別マッチングに取り組む。	
⑤国が示す令和5年度までに医療的ケア児のコーディネーターの配置を目指し、令和3年5月に医療的ケア児に関する情報交換会を実施した。7月には、支援者養成研修受講者や医療的ケアが必要な児童のケアをしている現場の職員等とも意見交換をし、現場の声を聞きながら医療的ケアが必要な児童が困らないようコーディネーターの配置を目指していく。	
⑥令和3年4月から「秦野市地域共生支援センター（所管課：地域共生推進課）」が保健福祉センター内に開設され、複合的な地域生活課題の総合調整を担っている。必要な相談支援を包括的に行えるよう、福祉分野だけでなく、庁内横断的に組織した「秦野市相談支援包括推進会議」の関係課として取り組む。	
●秦野市障害者支援委員会	
①第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定・・・県が新型コロナウイルスの影響で第6期障がい福祉計画の策定を、令和3年度に延期したため、本市でも新型コロナウイルスが障害福祉サービス等に影響している点も踏まえ、検討するため、令和3年度に策定を延期した。	
②昨年度に続き、日中サービス支援型共同生活援助事業所（2事業者）への新設にかかる意見聴取の場を、第1回障害者支援委員会に設けた。	
③懇話会5部門は、各部門において新型コロナウイルス対策を徹底しながら、第6期障害者福祉計画に基づき、活動方針、重点事項に沿って活動している。令和3年度の主な取り組みは、緊急受け入れ体制に関すること、計画相談にかかる体制の見直し、災害時のヘルプマーク入りのビブスの避難所配備等である。	

令和3年度の主な取り組み予定

(1) 各市町及び市町協議会の取り組み予定等について

伊勢原市	
●伊勢原市障がい福祉課	
・「オリパラ聖火フェスティバル」の実施 8月15日（日）午前10時～12時 伊勢原市民文化会館大ホール ・「ともに生きる社会かながわパネル展」の実施 8月30日（月）～9月6日（金） 市役所ロビー ・第6期障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の推進	
①地域支援拠点等の整備に関する取組（相談支援部会等）	
・緊急時の一時保護先の確保について ・基幹相談支援センターのあり方についての協議	
②精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムに関する取組 （精神障がい者支援部会） 地域医療との連携についての協議	
③ケアレントトレーニングに関する取組（こども支援部会） ケアレントトレーニングの実施に向けての研究	
④医療的ケア児者への支援体制に関する取組（相談支援部会等）	
・医療的ケア支援事業の実施 ・医療的ケア児等コーディネーターの配置に関する協議 など	
●伊勢原市障がい者くらしを考える協議会	
①協議会（年3回） 企画運営会議（年3回）、各部会の取組状況の評価検証、オリパラ聖火フェスティバルへの参加 他	
②相談支援部会（年12回） Web方式によるGSV研修の実施、ワーキングにおいて、地域生活支援拠点整備、医療的ケアコーディネーター設置についての検討 他	
③権利擁護部会（年4回） 障がい者虐待防止研修会の実施	
④こども支援部会（年4回） ペアレント・トレーニング支援者向け研修の実施	
⑤就労支援部会（年4回） 事業所紹介動画の作成検討、インクルーシブ教育推進校との連携 他	
⑥精神障がい者支援部会（年2回＋ピアのつどい年6回＋家族サロン年3回） 精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムへの取組、地域精神医療機関との連携（メンタルさとう善本院長による支援者向け講演会実施） 他	

⑦災害時支援部会（年4回） 当事者部会との勉強会、総合防災訓練への参加 他	
⑧当事者部会（年4回） コロナワクチン接種での障がい者に対する配慮事項について、災害時支援部会との勉強会、総合防災訓練への参加 他	

令和3年度の主な取り組み予定

(1) 各市町及び市町協議会の取り組み予定等について

大磯町・二宮町	
●大磯町福祉課	
①精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて 地域ケア会議を協議の場としている。これまでも高齢の親に障がいの子どもが居る家庭の複合的な支援について、地域ケア会議で事例として協議をしてきた実績や現に障がいの枠で地域ケア会議に委託相談支援事業所が委員として、毎回に参加しており、地域ケア会議を協議の場として設定することが適当であると判断した。それに伴い、開催概要を修正した。	
②地域生活支援拠点事業について 要綱制定済み。関係事業所からの届け出待ちの状態。コロナの状況に応じて設置を進める予定。	
●二宮町福祉保険課	
本年4月より、高齢主管課にて「ことわらない相談窓口」を設置。社会福祉士及び保健師を配置し相談の受理や担当課へのつなぎ等を行っている。また、高齢・障がい・児童等の制度に該当しない「狭間」のケースについても、アウトリーチを含め対応できるよう整備し、関係各課との連携を深め二宮に適した組織作りができるよう、引き続き実施検討を行っていく。	
●二宮町・大磯町障害者自立支援協議会	
コロナウイルス感染対策として、二宮町・大磯町自立支援協議会本会は書面開催とし、少人数で対応可能部会については、対面式にて行う予定。部会にて、各事業所における活動報告やコロナウイルス対応等についての情報共有と、今年度の研修会等についての方針を定める予定。	

け入れが難しい。そのため昨年度は、日中は行動援護のヘルパー2名で、夜間は管理職が対応して短期入所で受け入れた事例がある。しかし、行動援護は施設内では対応できないため課題は残る。他県では、短期入所ではなく、ナイトケアで居宅介護事業所から夜間に職員を派遣し、使い慣れた短期入所施設を利用していると聞く。緊急時の受け入れができる枠組みがあることは重要だ。(秦野精華園)

- 当事業所は、秦野市の地域生活支援拠点として、当事者団体からも緊急時の受け入れ体制整備の要望を受けて取り組んでいる。その実現のためには、市内の入所施設での対応が必要であり、施設側の課題や財源について行政と検討し、当事者にとって緊急時に利用しやすい仕組みを立ち上げたい。(秦野市障害者地域生活支援推進機構)
- 地域生活を続ける上での安心材料として、緊急時の受け入れ体制の構築を長年に渡りお願いしてきた。今後も整備を進めていただきたい。(秦野市手をつなぐ育成会)
- 要綱を制定済みで、関係事業所からの届け出待ちの状態であり、コロナの状況に応じて設置を進める予定である。(大磯町福祉課)

④ 神奈川県障害者自立支援協議会の取り組み予定等について

神奈川県障害福祉課より、資料「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会の進め方について」、「意思決定支援の全県展開に向けた取り組みについて」に基づき、取り組み予定を説明する。

⑤ 新型コロナウイルスへの対策について

各地域での障害のある人と職員へのワクチン接種の取り組み状況を中心に、サービス提供事業所、特別支援学校などでの実際の動き、当事者団体が把握した課題に基づく行政の対応などについて情報交換を行った。また、ワクチン接種後のサービス提供時の感染予防対策に関する考え方「ワクチン接種後の高齢者施設等における当面の感染予防対策及び『高齢者施設における新型コロナウイルス感染拡大防止面会ガイドライン(第2版)』について」が、神奈川県高齢福祉課から7/15に発出されたことを受け、平塚保健福祉事務所より説明いただく。

(2) 第2回 湘南西部圏域自立支援協議会

日 時	令和4年2月16日(水) 14:00~16:00
場 所	Zoom ミーティング
参加人数	委員・オブザーバー37名、他1名、事務局3名 計38名

【主な議題と内容】

- ① 【市町/市町協議会】令和3年度の主な成果と課題及び令和4年度の主な取り組み予定について

標記資料(p10~11)に基づき説明し、意見交換を行う。伊勢原市障がい

者とくらしを考える協議会就労支援部会が産業能率大学とインターンシップの協定を結び、学生が事業所を訪問して制作した事業所紹介動画を上映した。

- 医療的ケア児等コーディネーターの配置にむけて
 - こども部門の下に「医療的ケア児支援者情報連絡会」を新たに設置した。（秦野市障害者支援委員会）
 - 協議の場の設置に向けて検討会議を開催し、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の専門部会として医療的ケア等支援部会の新設を提案した。（伊勢原市障がい福祉課）
 - 湘南西部圏域重心・医療的ケア支援ネットワークでは、医療的ケア児への支援課題として、医療的ケア児・ご家族に繋がる相談支援の担い手があまりいないことと整理してきた。相談支援専門員の数足りておらず、障害児相談のセルフプラン率が 50%近い地域があることに加え、相談支援専門員による障害児相談支援は福祉サービスの利用が前提だが、医療的ケア児は福祉サービスを利用していない方が多いと見込まれていることが理由だ。その結果、相談支援専門員は医療的ケア児の伴走者としては期待しづらい状況にある。そのため、「医療的ケア児等コーディネーター」という言葉が出てきてからは、この地域課題の解決策になるのではないかと期待し、意見・情報交換を重ねてきた。そして、市町行政が主導して医療的ケア児等コーディネーターの役割を定め、各市町に配置する考えが湘南西部圏域では主流になっている。一方で、他圏域では市町配置ではなく圏域配置とし、直接的に個別支援を行わないという考え方が多い。当圏域では、これまでの議論の蓄積の上に、医療的ケア児とそのご家族の伴走者を作る事が最優課題であると考えてきた背景があることを共有したい。（事務局）
- 福祉避難所、災害対策について
 - 福祉避難所である養護学校が市の協力で備蓄品を整備したこと、福祉避難所としてのニーズが把握されていないことが（配布資料で）報告されている。避難先での特別な配慮が必要な障がいのある人の避難方法や避難生活に対して、福祉避難所の果たす役割は極めて大きいものがある。（会長）
 - 当市では、今までに福祉避難所の開設実績はなく、事業所職員は訓練を行ったことがない。最近の自然災害の多発を受け、福祉避難所として開設されていない事業所へ高齢者が直接避難しに来てしまうことが増えてきた。福祉避難所は災害対策本部が要請してから開設されるため、2、3日のタイムラグが発生する。開設前の直接避難も想定し、事業所職員は福祉避難所となった時の動き、備蓄品、どれだけの方が避難するかを把握する必要がある。そのために、個別の避難計画を想定し、福祉避難所運営マニュアルを見直し、関係者が定期的に顔を合わせて整理しなければならない、早急に対応する必要がある。そのため、

福祉避難所連絡会を開催し、協議を開始したところである。（伊勢原市障がい福祉課）

- 当園では厚木市と協定を結び、福祉避難所ではないが、災害時には協定施設として可能な範囲で人数の障がい者や高齢者の受け入れをしている。近隣の民生委員から直接当園へ避難したいとお話があったことで、協定と避難所施設使用についての覚書を結ぼうとしている。近隣の方が当園に避難したいと思われることは当たり前なことであるため、当園、県、厚木市で調整している。台風が上陸する少し前に厚木市障がい福祉課より受け入れられる人数の問い合わせがあり、連絡を取り合った。（愛名やまゆり園）
- 平塚市はいつ津波が来てもおかしくない場所であるため、先日の津波注意報（R4.1.16 00:15 発表、トンガ諸島での大規模噴火によるもの）が出た際には、どのような津波が来てどれだけの被害が出るのか、どうやって避難所へ避難し、避難生活はどのようなものになるのかと不安に思った。東日本大震災の被害が大きかった気仙沼市や陸前高田市は、今回の津波注意報が発令されるとすぐに避難所が開設されたが、平塚市では避難所は開設されなかった。当事者としては、アラートが鳴るととても不安になる。すぐに行政や支援者の方から当事者へ情報を発信していただけるよう検討いただきたい。（ほっとステーション平塚ピアサポーター）
 - ⇒ 災害情報は、災害対策課が市のホームページのトップページにて情報発信している。市内の4つの特別支援学校を福祉避難所として指定しており、現在は机上訓練を進めている。しかし、福祉避難所は受け入れ準備が整ったことを管理者へ確認しながら開設を進めるため、災害発生後すぐの開設とはならない。今後、災害対策課と情報共有していきたい。（平塚市障がい福祉課）

- 地域生活支援拠点 緊急時の受け入れについて

- 令和4年度から、委託相談支援事業の中で実施する。（秦野市障害福祉課）
- 緊急時の受け入れについては、令和元年度から今年度まで秦野市手をつなぐ育成会の支援を受けながらフローを作り対応してきた。当事者団体にはお知らせ出来ていたが、今後は更に周知活動を行っていく。来年度からは秦野市に事業として認めていただき、進めていきたい。本事業に登録いただくと24時間365日連絡が取れる電話番号をお伝えしている。他市の事例を参考にしながら、体制強化に努めたい。（秦野市障害者地域生活支援推進機構）

令和3年度の主な成果と課題及び令和4年度の主な取り組み

平塚市

平塚市障がい福祉課	
《令和3年度の主な取り組みの成果と課題》	医療的ケア児支援を検討するため、こども発達支援センターくれよんが中心となり、関係各課と情報および課題の共有に取り組み始めたところです。 本人のための支援は年齢によって基づく法律が変わり、本人を取り巻く環境や資源も変わります。切れ目ない支援を行えるような体制を整えていくのが今後の課題です。 コロナ禍での取り組みとしては、養護学校とありがとう運営協議会が中心となっており湘南ひらつか福祉事業所合同説明会・見学会は、対面での実施の代わりにYouTubeを活用して事業所紹介を行いました。また期間を設定して各事業所の見学会も開催しました。11月にはデジタルサイネージ（電子看板）を市役所本館1階の福祉ショップ「ありがとう」の店頭に設置し、福祉事業所合同説明会参加事業所の活動内容を継続して紹介しています。また市内の施設入所支援事業所と委託相談支援事業所を対象として抗原検査キットの配布を行いました。併せて市内の施設入所支援事業所と共同生活援助事業所を対象として食堂やトイレ、入口のドアノブ等の抗菌に要する費用の一部を補助する事業を実施しています。
《令和4年度の主な取り組み予定》	今後も新型コロナウイルス感染予防対策を継続しながら、第4期平塚市障がい者福祉計画ならびに第6期平塚市障がい福祉計画の策定に基づき、地域生活拠点等ならびに精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討していく予定です。
平塚市障がい者自立支援協議会	
《令和3年度の主な取り組みの成果と課題》	障害種別に限らず、横のつながりが重要であると考え、連絡会を行ったり、福祉・医療・介護をつなぐ取り組みを各分科会で検討しています。また、障がいのある人の雇用促進を目指し、主に企業の代表者や採用担当者を対象に就労支援セミナーや企業見学会の開催を予定しています（実施自体はまん延防止措置により延期）。
《令和4年度の主な取り組み予定》	今後も基幹相談支援センターおよび地域生活拠点ならびに精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について検討していく予定です。

令和3年度の主な成果と課題及び令和4年度の主な取り組み

秦野市

秦野市障害福祉課	
《令和3年度の主な取り組みの成果と課題》	特記なし
《令和4年度の主な取り組み予定》	障害者への支援の充実では、地域生活を支えるサービスの提供を推進し、障害者が地域で安心して暮らせるよう緊急時の受け入れ体制の整備に取り組みます。
秦野市障害者支援委員会	
《令和3年度の主な取り組みの成果と課題》	① 障害児支援について 本会の障害者支援懇話会「こども部門」下に、関係機関と連携を図れるよう「医療的ケア児支援者情報連絡会」と「障害児通所支援事業所連絡会」を設置しました。 ② 地域共生社会 本会の障害者支援懇話会「地域共生部門」において、災害時に避難所で使用する要配慮者用ヘルプマーク付きベストを市内広域避難場所に配備、市内3か所で障害者手帳提示でベストの事前配布を開始しました。 《令和4年度の主な取り組み予定》 「地域共生部門」において、障害福祉社についての関心と理解を深めるため、「広報はだの」の特集号に取り組みます。
伊勢原市	
伊勢原市障がい福祉課	
《令和3年度の主な取り組みの成果と課題》	① 第6期障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の推進 ・ 地域生活支援拠点等の整備に関する協議 （相談支援体制の編成：相談支援事業所に対する委託事業の開始等） ・ 医療ケア児者等支援検討会議の開催 ・ 福祉避難所連絡会の開催 ・ 地域の精神医療との連携（メンタルクリニックさとう院長講演会の実施：3回）
《令和4年度の主な取り組み予定》	① 第6期障がい者計画・障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の推進 ・ 地域生活支援拠点等の整備に関する取組 ・ 相談支援体制の充実・強化 ・ 医療ケア児者等支援に関する取組 ・ 災害時支援についての取組（福祉避難所連絡会の実施及び個別避難支援計画の作成について） ② 第7期障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定に伴うアンケート調査の実施

令和3年度の主な成果と課題及び令和4年度の主な取り組み

大磯町 二宮町

伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会	
《令和3年度の主な取り組みの成果と課題》	
① 協議会（3回）・企画運営会議（2回） 各部会の取組状況の評価検証、オリパラ聖火フェスティバルへの参加 他	
② 相談支援部会（10回） Web方式によるGSV研修の実施（4回）、勉強会の実施（8050問題、触法障がい者の地域生活支援について、若年層の自殺予防支援について）、ワーキングで地域生活支援拠点整備、医療的ケアコーディネート設置について協議	
③ 権利擁護部会（3回） 障害者週間啓発コーナーの設置、障がい者虐待防止研修会の実施	
④ こども支援部会（5回） ペアレント・トレーニング支援者向け研修の実施、触法障がい者の地域生活支援についての勉強会（相談支援部会との合同開催）、Web方式によるGSV研修の実施	
⑤ 就労支援部会（5回） 産業能率大学との事業所紹介動画の作成（3事業所）、企業見学会の実施（はーとふる農園）、「就労支援セミナー」（万葉倶楽部の障がい者雇用の取組について）の実施（サンシティ・平塚市就労支援部会合同開催）、インクルーシブ教育についての勉強会の実施	
⑥ 精神障がい者支援部会（2回） ピアのつどい（6回）、家族サロン（2回）、「精神医療と地域支援について」の勉強会の実施（講師：メンタルクリニックさとう善本院長）	
⑦ 災害時支援部会（3回） 当事者部会との勉強会、総合防災訓練参加（啓発コーナー設置）に関する協議 → 中止	
⑧ 当事者部会（4回） 勉強会の実施（災害時支援部会との合同開催）「コロナワクチン接種について」（講師：健康づくり課）「災害時の対応について」（講師：危機管理課）、中学校「福祉体験授業」での当事者講義（1～4校時・2年生123名）	
《令和4年度の主な取り組み予定》	
① 新設：医療的ケア等支援部会での新たな協議検討	
② 第7期障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定に伴う協議検討	
③ 産業能率大学と協議会との連携	
④ Webを活用した動画配信研修の企画 等	

大磯町民福祉部福祉課	
《令和3年度の主な取り組みの成果と課題》	
① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについて 地域ケア会議を協議の場としている。 これまでも高齢の親に障がいの子どもが居る家庭の複合的な支援について、地域ケア会議で事例として協議をしてきた実績や現に障がいの枠で地域ケア会議に委託相談支援事業所が委員として、毎回参加しており、地域ケア会議を協議の場として設定することが適当であると判断した。それに伴い、開催概要を修正した。	
② 地域生活支援拠点事業について 要綱制定済み。関係事業所からの届け出待ちの状態。コロナの状況に応じて設置を進める予定である。	
《令和4年度の主な取り組み予定》 地域生活支援拠点事業については、コロナの状況を踏まえながら設置に向け、関係事業所と連携を図る。	
二宮町健康福祉部福祉保険課	
《令和3年度の主な取り組みの成果と課題》 本年度4月より、高齢介護課に「ことわらない相談窓口」を設置。社会福祉士及び保健師を配置し相談の受理や担当課へのつなぎ等を行っている。近年は他機関にまたがる相談が増えていることから、引き続き連携し対応していく。	
《令和4年度の主な取り組み予定》 成年後見制度中核機関の設置、及び地域生活支援拠点の展開等について検討していきたい。また、各自治体での取り組み状況などについて、情報共有させていただきたい。	
二宮町・大磯町障害者自立支援協議会	
《令和3年度の主な取り組みの成果と課題》 新型コロナウイルス感染症対策として、二宮町・大磯町自立支援協議会本会は書面開催とし、部会に関しては対面で行った。	
部会にて、各機関より活動報告や新型コロナウイルス対策を含む課題の情報共有を行い、各施設が実施する感染予防対策の参考としていただいた。	
《令和4年度の主な取り組み予定》 新型コロナウイルスの影響により、事例検討会や研修会が中止となっているため、次年度は実施できるよう努めていきたい。	

- 個別支援から見た成年後見制度の利用に関する課題について
 - 成年後見制度を利用する精神障害の方が増えたが、課題も増えてきた。後見報酬を親が払うケースで、「なぜ、子どもの味方をするのか。報酬を払っているのは親だから、親の味方をして欲しい」と話があった。後見人は「あくまでご本人への支援である」ことを説明していたが、納得していただけなかった。また、後見報酬の支払いを理解いただけず、後見を申し立てていたが止めてしまう事例もあった。(ほっとステーション平塚)
 - 当法人の法人後見の大半は高齢者で、障がい者は数件であるが、そのほとんどが精神障害の方である。両親は「親亡きあと」を心配して早めに相談に来られるが、実際に後見を申し立てるとなると、準備をして裁判が必要となる。また、両親がお子さんのために大切に貯めてきたお金が多いと後見人へ支払う報酬額が大きくなるため、躊躇してしまうことがある。支援をする上でご本人の意向をどこまで汲み取っているか考えると、両親に協力をいただきながら、関わっていく必要がある。(平塚市社会福祉協議会)
- ② 【湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンター】令和 3 年度の主な成果と課題及び令和 4 年度の主な取り組み予定について
事務局より、**標記資料** (p13) に基づき報告する。
- ③ 第 31 回神奈川県障害者自立支援協議会への意見報告
既にメール配信で共有している「**第 31 回神奈川県障害者自立支援協議会 書面会議 回答票**」(資料編 p43~45) について確認。
 - 提出した意見が、どのように第 6 期神奈川県障がい福祉計画につながるのかについて注目していきたい。市町協議会、県協議会との間にある圏域協議会としては双方との関連性を常に意識して運営していきたい。(会長)
- ④ 【神奈川県障害福祉課】令和 3 年度の主な成果と課題及び令和 4 年度の主な取り組み予定について
神奈川県障害福祉課より、**標記資料** (p13) に基づき報告する。基幹相談支援センターは神奈川県内 22 か所の市町村で設置済み。今後は相談支援専門員と基幹相談支援センターの在り方を検討する予定である。相談支援事業所の増設や相談支援専門員数の拡充については以前より課題となっているが、今後は、就業状況調査結果に基づいて各市町村で意見交換をしていきたい。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症関連情報
3 回目の新型コロナウイルスワクチンの接種状況について、資料を基に共有する。平塚保健福祉事務所からは、オミクロン株の急速な感染拡大によるクラスターの発生やそれに対応する現場の状況、神奈川県としての考え方などについて説明あり。

令和3年度の主な成果と課題及び令和4年度の主な取り組み

湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンター

《令和3年度の主な取り組みの成果と課題》	
① 湘南西部圏域相談支援ネットワーク	・ 報酬改定後の各地域の状況、相談の傾向、地域課題などを情報交換 ・ 第6期障害福祉計画の“相談支援体制の充実・強化等”について、現状での課題と市町で策定（中）の計画における該当項目を共有し、これから出来ることについて意見交換し、整理した。また、必要な部分を、神奈川県が、福社計画（改定素案）への湘南西部圏域自立支援協議会からの意見に付加して、神奈川県へ報告した。（『かながわ湘南西障福ナビだより第117号』1面にも一部掲載）
② 湘南西部圏域重点・医療的ケア支援ネットワーク	・ 医療的ケア児等コーディネーターの神奈川県モデル事業の進捗状況等について、昨年度に引き続き、神奈川県医療課・障害福祉課から会議毎に情報提供いただき、意見交換を行った。第2回会議では、圏域内行政は、おおよそ令和5年からの配置を目指していることがわかった。 ・ 災害への備え（福祉避難所開設、個別避難計画、防災訓練への参加など）は、防災担当課を始めとする関係機関等との連携が必要で対応が難しい。
《令和4年度の主な取り組み予定》	
① 湘南西部圏域相談支援ネットワーク	・ “相談支援体制の充実・強化等”に関連して、各地域での相談支援体制整備に向けた取り組みの共有、意見交換の実施。
② 湘南西部圏域重点・医療的ケア支援ネットワーク	・ 各地域における医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けた協議の情報共有と意見交換。 ・ 医療的ケア児支援法、災害への備えに関する各機関の取り組み状況の確認。 ・ 新年度からネットワーク名称を一部変更予定。

神奈川県

《令和3年度の主な取り組みの成果と課題》	
① 神奈川県障害者自立支援協議会	神奈川県が、福祉計画改定素案等に対する各圏域等委員からの意見集約
② 相談支援に係る取り組み（令和3年7月以降分）	・ 令和3年度相談支援事業に係る報酬改定説明会（湘南東部圏域にて実施） ・ 令和3年度相談支援従事者養成研修の実施状況（別紙参照） ・ 令和2年度相談支援従事者初任者研修修了者の相談支援業務就業状況調査実施（別紙参照） ・ 相談支援従事者専門コース別研修に「意思決定支援」コースを新たに追加
《令和4年度の主な取り組み予定》	
① 神奈川県障害者自立支援協議会	調整中
② 相談支援に係る取り組み	相談支援ネットワーク形成等事業（ナビゲーションセンター事業）では、令和5年度以降の基幹相談支援センターとの役割分担等ナビゲーションセンターの今後の役割について、各圏域ナビと協議を進める。相談支援事業所の増設、相談支援専門員数の拡充を図るため、ナビゲーションセンター協力のもと市町村訪問を検討している。

令和3年度 湘南西部障害保健福祉圏域 相談支援ネットワーク形成等事業 活動実績

令和4年3月31日現在

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
圏域自立支援協議会			意見聴取	第1回7/28 (Web)						意見聴取	第2回2/16 (Web)	
相談支援NW			第1回6/11 (Web)						第2回12/8 (Web)			
事例検討会		第1回5/19 秦野市	第2回6/8 伊勢原市									
相談支援体制充実強化事業								11/5				
相談支援専門員初任者研修												
重心・医療的ケア支援NW						第1回9/10 (Web)				第2回1/14 (Web)		
研修会										障がい者就業支援セミナー（1/31 共催） 延期		
ナビだより		第113号		第114号		第115号		第116号		第117号		第118号
県自立支援協議会				第30回7/16 (書面)					第31回12/13 (書面)			
圏域事業調整会議				第1回7/5			第2回10/29			第3回1/18		
代 連絡会			6/22 (Web)			9/29 (Web)				1/7 (Web)		
平塚市障がい者自立支援協議会									第1回12/27 (書面)			第2回3/30
秦野市障害者支援委員会		第1回5/25						第2回11/16				第3回3/22
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会				第1回7/7 (Web)			第2回10/8 (Web)				第3回2/7 (Web)	
二宮町・大磯町障害者自立支援協議会				第1回7/12 (書面)								

3. 市町及び神奈川県障害者自立支援協議会等との連携

(1) 市町自立支援協議会

湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会事務局は、圏域内の 4 つの市町自立支援協議会とその部会の一部へ、委員やオブザーバーとして出席しています。また、それぞれの市町自立支援協議会から当協議会へ地域課題とそれに対する特徴的な取り組みを報告いただくことで、圏域内の優れた実践の共有につながっています。地域ごとに少しずつコロナ禍での考え方や対応方法に違いはありますが、協議会や部会の活動が滞ることで障害のある方々の生活に大きな影響があるため、様々な工夫により活動が継続されました。

(2) 神奈川県障害保健福祉圏域事業調整会議

神奈川県障害保健福祉圏域事業調整会議は、県内 5 つの圏域自立支援協議会、県、及び広域専門機関が参加しています。今年度は新型コロナウイルス感染対策を講じて、ハイブリッドで 3 回開催されました。また、神奈川県と各圏域ナビとの連絡調整のために、Web でナビ連絡会を 3 回開催しました。

(3) 神奈川県障害者自立支援協議会

神奈川県障害者自立支援協議会は、当事者、圏域自立支援協議会、県域の相談支援事業者、学識経験者、及び関係行政機関の職員が参加しています。昨年同様に書面で 2 回開催されました。権利擁護部会が開催されていません。

(4) 湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会

湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会は、平成 27 年度のモデル事業からはじまり、平成 29 年 7 月までは当協議会との同日開催、同一委員構成（事務局等は別）でしたが、これ以降は事務局が相互に会議に参加し合って連携を維持しています。今年度は法改正を受け、相談対応フローを見直し、企業・民間事業所の合理的配慮の事例集を作成しました。

Ⅲ．湘南西部圏域相談支援ネットワーク活動報告

1. 湘南西部圏域相談支援ネットワークの概要

市町行政、中核的な相談支援事業所（基幹相談支援センター、委託相談支援事業所等）、平塚保健福祉事務所、発達障害者地域支援マネージャーによりネットワークを構成しています。今年度のネットワーク会議は Web で 2 回開催し、報酬改定後の地域の状況や、第 6 期障害福祉計画での相談支援体制の充実・強化について意見交換しました。

平塚市	平塚市障がい福祉課	しせん相談室ひらつか
	サンシティひらつか	ほっとステーション平塚
秦野市	秦野市障害福祉課	秦野市地域生活支援センター “ぱれっと・はだの” 障害福祉なんでも相談室
伊勢原市	伊勢原市障がい福祉課	しせん相談室
大磯町	大磯町障がい福祉係	地域支援センターそしん
二宮町	二宮町福祉・障がい者支援班	
湘南西部 圏域	神奈川県発達障害支援センター かながわ A	
	平塚保健福祉事務所保健福祉課	

表 2 令和 3 年度圏域相談支援ネットワーク 参加機関名簿

2. 湘南西部圏域相談支援ネットワークの活動状況

(1) 第 1 回圏域相談支援ネットワーク会議

日 時	令和 3 年 6 月 11 日（金）10：00～12：00
場 所	Zoom ミーティング
参加人数	14 名

【主な議題と内容】

- ① 神奈川県障害者自立支援協議会、湘南西部圏域自立支援協議会について
資料に基づき、今年度のそれぞれの開催予定について事務局より説明する。
- ② 昨年度の実績と今年度の取り組み予定について
資料に基づき、市町の令和 2 年度委託相談支援事業実績、「令和 3 年度の地域協議会、部会等の予定」（p16）を各機関より説明する。
 - 先日、高齢者支援機関と精神分科会との連絡会を開催した。事業所内の異動等で連絡会に参加する方が変わるため、毎年開催する事で顔が見える関

令3年度の地域協議会、部会等の予定

平塚市	
○平塚市障がい福祉課	
本市においては、協議会について8～9月の開催を予定しています。今年度第1回目の開催となるので、前年度の相談支援事業の事業報告や、昨年度改定予定で新型コロナウイルスで延長となっている障がい福祉計画の進捗状況の報告などを予定しています。会議開催については、新型コロナウイルス感染予防のため、庁内会議の開催人数の制限から書面協議を予定しています。各部会・分科会については就労支援センターにおいては基幹相談支援センターについて、就労支援部会においては就労支援セミナーの開催について、精神分科会においては精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムについてなど、昨年一昨年から継続している課題などについて検討していく予定。	
○しせん相談室ひらつか	
身障分科会では今までの当事者による講演会に合わせて、主として身体障がいを受け入れしている通所事業所の連携を図りながら、地域課題の抽出につなげたい。	
○サンシティひらつか	
平塚市自立支援協議会、地域支援部会、知的分科会 時期内容は未定。	
○ほっとステーション平塚	
平塚市自立支援協議会精神分科会は、2ヶ月に一度、対面で定例会を開催している。定例会では、精神分科会が行う事業の検討や、地域で新たに起きている課題や情報の共有等を行っている。当面の事業として、5月31日に高齢者支援機関と精神分科会との連絡会を行った。精神障がいのある方と関連する8050問題についての共通認識を図るために、事例検討やグループワークを行っている。その他、精神保健福祉ガイドまっぶのリニューアル作業や日中活動系の事業所の連絡会等を企画している。	
秦野市	
○秦野市障害福祉課	
○秦野市地域生活支援センター”ばれっと・はだの”障害福祉なんでも相談室 秦野市障害者支援委員会（5/25、8/24、11/16、3/22）、懇話会総合部門（5/12、8/10、11/2、3月）、秦野市障害者支援懇話会相談部門（4/20、7/28、以降3回予定）、相談支援事業所等連絡会（年10回）、基幹相談支援センター研修会（年2回）、養護学校連絡会（5月24日、以降適宜）、福祉事業所合同説明会（8月）	
伊勢原市	
○伊勢原市障がい福祉課 伊勢原市基幹相談支援センター 1.協議会（年3回）・企画運営会議（年3回）・各部会の取組状況の評価検証 他 2.相談支援部会（年12回） ・Web方式によるGSV研修の実施 ・ワーキングにおいて、地域生活支援拠点整備、医療的ケアコーディネーター設置についての検討 他 3.権利擁護部会（年4回） ・障がい者虐待防止研修会の実施	

4.こども支援部会（年4回） ・ペアレント・トレーニング支援者向け研修の実施5.就労支援部会（年4回） ・事業所紹介動画の作成検討 ・インクルーシブ教育推進校との連携 他 6.精神障がい者支援部会（年2回＋ピアのつどい年6回＋家族サロン年3回） ・精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムへの取組 地域精神医療機関との連携（メンタルさとう善本院長による支援者向け講演会実施）他 7.災害時支援部会（年4回） ・当事者部会との勉強会 他 8.当事者部会（年4回） ・コロナワクチン接種での障がい者に対する配慮事項について ・障がい者スポーツ大会等行事の実施について 他	
○伊勢原市児童発達支援センター おおきな樹	
こども支援部会（事務局） 相談支援部会、精神障がい者支援部会、就労支援部会、災害支援部会（参加）	
○しせん相談室	
・伊勢原市障がい者にくらしを考える協議会（本部会、相談支援部会、こども支援部会） ・伊勢原市高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議、伊勢原市成年後見・権利擁護サポート連絡会・秦野市相談支援事業所等連絡会、湘南西部圏域重症心身障害者及び医療的ケア支援ネットワーク会議、湘南西部圏域障害者差別解消支援地域協議会	
大磯町	
○大磯町民福祉部福祉課 障がい福祉係	
自立支援協議会は、二宮町と共同設置しており、今年度の事務局は二宮町になる。	
二宮町	
○二宮町健康福祉部福祉保険課 福祉・障がい者支援班	
日程については未定。部会是对面にて実施、本会は書面開催の予定。	
専門機関	
○神奈川県発達障害支援センター かながわ	
1.発達障害者地域支援マネージャーについて ・湘南西部圏域担当：岡田 ・地域巡回、機関コンサルテーション 定期的に関係機関を巡回し、新規の支援依頼を受け付けるほか、地域の支援ニーズや課題を収集して地域実態の把握する。また、事業所を訪問する等して、相談者（発達障害児者）に関する支援方法等の助言を行う（原則直接支援は行わない）。 2.医療相談（今年度日程は別紙参照） 診断が出ていない方の発達障害の見立てや対応、発達障害と他の精神障害と重複されている方の支援の方向性や対応等の助言等を受けることが出来る。 3.ケース検討会（今年度の日程は別紙参照） スーパーバイザーとして、日本女子大学教授・吉澤一弥先生をお招きしている。事例を提出いただくと、先生より支援困難な発達障害児・者支援に関するスーパーバイズを受けることができる。	

係作りに役立っている。(ほっとステーション平塚)

- 相談支援部会では、今年度は初めて Zoom を使用した GSV 研修を 35 名で行った。操作に困り試行錯誤しながら行ったが、好評だった。対面開催ではないためやりづらさもあるが、事例をしっかりと共有しグループごとに話し合えた事で、今まで通り顔の見える関係作りは行えたと感じている。今後も同様のやり方で年 4 回開催していこうと考えている。(しせん相談室)
- 権利擁護部会では虐待について力を入れていきたいと考えている。コロナ禍で閉鎖的になっており、通所ができない方が増え在宅で過ごす事が多いため、養護者や支援者による虐待も確認をしていきたい。(伊勢原市障がい福祉課)
- ケース検討会では、中井やまゆり園にて日本女子大学教授の吉澤先生からスーパーバイズを受ける事ができる。しかし、現在はコロナ禍ということで施設関係者以外を受け入れる事が難しいため、こちらから伺うことも可能である。スーパーバイズを希望の方はお声かけいただきたい。(神奈川発達障害支援センターかながわ A)

③ 令和 3 年 4 月報酬改訂後の地域の状況について

資料に基づき、報酬改定後の加算等の取得状況と、今年度の地域内の相談支援事業所一覧を共有した。秦野市、伊勢原市では、相談支援専門員向けに報酬改定に関する勉強会等が開催されていた。

- 圏域内での機能強化型サービス利用支援費等の取得状況(予定含む R3 年 6 月の情報)

	秦野市	伊勢原市	二宮町
機能強化型サービス利用支援費Ⅰ	障害福祉なんでも相談室／ 丹沢自律生活センター総合相談室	しせん相談室	地域支援センターそしん
機能強化型サービス利用支援費Ⅱ	秦野精華園指定相談支援事業所「せいか」	ファミリー・サポート 湘南	
機能強化型サービス利用支援費Ⅲ		つくし相談室／ おおきな樹	
機能強化型サービス利用支援費Ⅳ		ドリーム	
主任相談支援専門員加算		おおきな樹	

- グループホームの受け入れについて、入居者の障害支援区分を問われること(重度の方の受け入れを好む傾向)が増えてきているように感じる。(ほっとステーション平塚)
- 地域活動支援センター事業の報酬単価は、国事業の報酬改定に関わらず、また、最低賃金および消費税が引き上げられても 2006 年のスタート時から変わっていない。市町村事業は介護職員の処遇改善も対象にならない

こともあり、国事業と市事業との格差の広がりを感じる。(ほっとステーション平塚)

④ 課題への取り組み状況、共有事項について

● 医療的ケア支援事業について

令和3年4月からこの事業を開始した。これにより、医療的ケア児が幼稚園へ通うために、市と契約した訪問介護ステーションの看護師が幼稚園を訪問し、医療的ケアを提供できるようになった。現在の利用者は1名だが、今後もニーズに伝えていきたい。(伊勢原市障がい福祉課)

● グループホームでの障害者虐待

グループホームが増えてきている。その中で施設従事者による性的虐待の事例が2件続けて発生した。グループホームの管理者とは協議会等で話す機会があるが、世話人には会う機会がないため、不安は残る。

● コロナ禍での大幅な収入減

各法人での工夫を伺いたい。(ほっとステーション平塚)
⇒ 助成金を使用しているある NPO 法人では、利用者数が減っているため、職員の出勤人数を減らしていた。出勤日数が減った職員へは、雇用調整助成金を活用して満額支給して乗り切ったとのことだった。神奈川県障害福祉課からは、コロナ禍での在宅支援は地域活動支援センターも対象であり、今年度も継続していると確認している。(事務局)

● その他、障害者施設等へのワクチン優先接種の対応方法、個別サポート加算の対応状況と課題について、情報交換を行った。

(2) 第2回圏域相談支援ネットワーク会議

日 時	令和3年12月8日(水) 10:00~12:00
場 所	Zoom ミーティング
参加人数	18名

【主な議題と内容】

① 報告事項

事務局より、「令和3年度 湘南西部障害保健福祉圏域 地域生活ナビゲーション事業 活動実績・予定」を基に活動状況を説明し、相談支援体制充実強化事業として令和3年11月5日に開催した事例検討会について、事例提供地域の障害福祉主管課より説明いただく。また、昨年度の主任相談支援専門員養成研修を受講したことを受け、今年度より相談支援従事者研修のファシリテーターを務めている伊勢原市児童発達支援センターおおきな樹より、その振り返りのコメントをいただく。

② 各市町協議会・部会の状況等について

「協議会、部会等の状況」を基に事務局より概要を説明し、意見交換する。

- インクルーシブ教育実践推進校との連携について

伊勢原高校より、就労に関する福祉の情報提供を依頼されたことがきっかけとなり、現在は伊勢原高校と二宮高校に就労支援部会に参加いただいている。インクルーシブ教育では何を行っているのか講演いただき、情報交換を行った。今後も継続して取り組んでいく。(伊勢原市障がい福祉課)

- 農福連携について

昨年度から活動しており今年度は農家と事業所のマッチングを図るために職員が3か所の農家へ出向き、どのような作業が可能か見極めた。農家には養護学校に出向いてもらい障害のある子どもたちと交流を行った。今後も、障害のある方が作業に入るための調整を進めていく。(秦野市障害福祉課)

- 身障分科会での生活介護事業所情報交換会について

身障以外の知的の事業所にも参加いただき、7つの生活介護事業所が集まり情報交換を行った。コロナ禍での取り組み(クラスター事例の報告もあり)について具体の話を共有することができ、大変勉強になった。(しせん相談室ひらつか)

③ 相談支援体制整備に関する課題について

第6期障害福祉計画の新たな成果目標に、相談支援体制の充実・強化が盛り込まれていることを受け、神奈川県と各市町の障害福祉計画(策定済みは伊勢原市、大磯町、二宮町のみ)の該当部分を共有し、各機関から提供された資料「**相談支援体制整備に関する課題**」(p20)を基に意見交換を行う。事務局からは関連資料として、「成果目標⑥相談支援体制の充実・強化等に関する目標について」、「計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について(障発0331第7号令和3年3月31日)」、「令和3年度報酬改定について(横浜市健康福祉局障害施策推進課相談支援推進係 p9~14 抜粋資料)」、「第6期神奈川県障がい福祉計画(改定素案 p34~36 抜粋資料)」、「令和2年度相談支援従事者初任者研修修了者 就業業況調査(神奈川県)」、「R3.4.1現在の湘南西部圏域3市2町の相談支援体制等について(神奈川県提供の『令和3年度相談支援実施状況調査』、『令和3年3月までの計画相談実績』を基に事務局作成)」を説明する。会議終了後に意見交換内容を取りまとめた資料「**相談支援体制に関する課題のまとめ**」(p22~24)を作成し、参加者で共有した。また、必要部分を、第6期神奈川県障がい福祉計画(改定素案)への意見として、湘南西部圏域自立支援協議会からの回答票(資料編p43~45)に付加して、神奈川県に報告した。

- 委託相談で始まり計画相談になったケースを特定相談支援事業所へ引き渡していけず、件数が増えている。今後、特定相談支援事業所と連携し役割分担をすることが必要だ。また、事業所内で虐待があった際に当事業所

相談支援体制整備に関する課題	
◆平塚障がい福祉課	現在検討中であるため、当日口頭で方向性を報告いたします。
◆しせん相談室ひらつか	・自立支援協議会の企画運営部会にて基幹相談支援センター（の設置）について話し合いを6月より再開していたが、8月の感染拡大で中止となり、12月より再開予定。 ・委託相談と計画相談の連携をより円滑するための工夫や、虐待案件に関する対応のあり方を市、相談（委託、計画）、関係事業所で共有しておく必要性を感じている。
◆サンジティひらつか	・計画相談の受けての問題。一般相談から計画相談にそのまま移すだけでなく、年々計画相談の増加が止まらない。【8050問題 3ケース進行中。包括と連携しつつ、グループホームや日中作業所へつなげている。家庭生活を続ける場合の見守り体制や衛生面の保持など課題が多い。】 ・計画相談のモニタリングや計画更新で追いかけている中では、人件費と時間が足りず、どこかの事業所もやりき内容の充実を図るとなると人員配置していくには人件費と時間が足りず、どこかの事業所もやりきれないのではないかとと思われる。【同法人の施設で意思決定支援も1ケースおこなっている。今後、全国展開を県は目標としており、計画相談事業所の役割の負担が大きいと感じている。】 ・モニタリングをするよりも障害支援区分認定調査をおこなう事が時間も内容も負担が大きいが金銭的に釣り合っていないように感じる。
◆ほっとステーション平塚	・平塚市では、基幹相談支援センターの設置に向けて、その在り方を検討中。地域生活支援拠点の整備、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進、8050問題への対応など、他の課題と一体的に検討し、基幹相談支援センターの機能を考える必要性を感じる。 ・指定一般、特定相談支援事業所の量の確保は急務。また支援の範囲のムラがあり、支援内容の一定水準を保つための働きかけが必要。
◆秦野市障害福祉課	相談支援体制については、障害者支援委員会相談部門において支援体制のあり方について協議を進めてきていますが、地域で生活する障害者やその家族からの相談件数が増加し、問題も多様化してきているため、新規での計画相談支援を行うことが難しくなっています。そのため、計画相談支援を希望するまたは必要な方が適切なサービスが受けられるよう、基幹相談支援センターを中心として、相談支援事業所数の拡充や専門的な人材の育成により、相談支援体制の強化を図っていく必要があります。
◆障害福祉んでも相談室	秦野市内の相談支援体制の状況について連絡会、相談部門等で取りまとめ、秦野市障害者支援委員会に提出しました。計画相談の新規受け入れが厳しい状況。委託相談の状況について報告しています。【弘済学園地域移行支援会議（2名）、医療的ケア児支援者情報交換会、養護学校連絡会（平塚・秦野養護学校、障害福祉課、基幹）、まちかど相談室（社協・高齢者支援センター・基幹）、民児協、育成会研修】

◆伊勢原市障がい福祉課	第6期障がい福祉計画 【現状】相談支援事業所は、平成29年度1カ所、平成30年度1カ所、令和元年度2カ所が新設され、現在15カ所（相談支援専門員数26人）となっている。しかし、相談件数に対して相談支援専門員が不足しており、新規の相談に対応できないことが多くなっている。 【目標値】基幹相談支援センターを中心に、相談支援体制に関する検証、評価を行い、相談支援専門員の人材確保及び育成に努め、相談支援体制の充実・強化を図ります。
◆伊勢原市児童発達支援センター おおきな樹	児童の基幹相談支援事業所となり、協議会の各部会に参加し、地域の相談支援の実情を少しずつ理解している現状。児童の相談支援事業所とケースをおして情報交換をし、今後、地域課題となる案件を整理して行きたい。【不登校となり始めているお子さんへの支援について学校と情報交換をできるように相談支援事業所の相談に応じている。】
◆しせん相談室	・計画相談支援事業所が増えていない。 ・放課後等デイサービスの事業所が多い中、学齢期の相談支援事業所が少ない。
◆大磯町町民福祉部福祉課 障がい福祉係	・近年、町内で新たに相談支援事業所が開所され、町・基幹相談支援事業所・相談支援事業所での連携を更に深めていきたい。第6期障害福祉計画に記載した方策：別紙参照
◆二宮町健康福祉部福祉保険課	本町においては、委託している基幹相談支援センターを通じて総合的・専門的な相談支援に取り組んでいる。また自立支援協議会を通じて「顔の見える関係づくり」を構築することで、各事業所の連携を強化していく。相談支援体制の課題については、基幹相談支援センターを除く町内の特定相談支援事業所の相談員は、全ての業務と兼務となっているため、実際に利用の意向があっても、ごく少数の計画作成しかできない状況となっている。
◆地域支援センターそしん	地域課題の共有、必要な資源の創出を検討する場 支援体制の構築・検証のシステム 緊急時・非常時における相談機能の役割と流れ
◆平塚保健福祉事務所 保健福祉課	乳幼児期から学童期、成人期への移行やその後のフォロー体制について、主として関わる機関がどことなるか。／小児慢性特定疾病児の相談を通して児の状況により使うサービスが多岐に渡りサービスをコーディネートする親の負担が大きい。／相談先も就学前は母子保健担当保健師や療育関係機関が支援しているが、就学後は主たる支援者がはきりしない場合も多い。（当所は、小児児には就学後も関わるが、保健所設置市エリアも自立支援事業として相談を受けることになっている。継続支援を依頼する窓口は相談内容によって異なっている）／就学前の医ケア児には、保健福祉事務所は小児慢性特定疾患児として支援しているが、市町村母子保健担当部署、その他も支援機関となっており相談支援体制の整備には総合して実態を把握する必要があるのではないかと。

へ相談が入ることが多く、通報に躊躇している印象がある。共通認識が持てるよう事業所との情報交換の場が必要だ。（しせん相談室ひらつか）

- 介護保険に移行する際の家族への説明が難しいため、二つの制度間でわかり易い線引きが必要だ。（サンシティひらつか）
- 特定相談支援事業所へ計画相談をつなぎたいが事業所が見つからず、当事業所でも新規は受けられないため、当事業所がセルフプランを作らざるを得ない状況生まれている。（ほっとステーション平塚）
- 相談支援専門員が増えず、新規計画の受け入れが厳しい。セルフプラン活用による立て直しを念頭に、サービス提供事業所も参加して、現状と今後の対応策、求められる相談支援専門員像を話し合った。参加者には当事者のご家族もあり、セルフプランには反対のご意見が多くあった。障害のある方々を地域で支える体制作りを進めるため、事業所によるセルフプラン作成フォローなどを検討したい。（障害福祉なんでも相談室）
- 一般相談の分散化に向けて主任相談支援専門員の配置が重要で、その方々にはスキルを持って各事業所へ助言指導してほしい。相談支援専門員は増えたが担当ケース数に大きな差があるため、足りているように見えても実際はそうではない。相談支援事業所はどこも人員不足だが、相談支援事業に理解のある法人を増やすことが今後のキーポイントになる。（伊勢原市障がい福祉課）
- 相談支援事業所が支援困難ケースを担当して、会議運営や面接の技術を向上させられるよう支援したい。伊勢原市では受給者証の発行が幼児期に充実し、早期発見早期療育が実現している。それに伴い、放課後等デイサービス等の立ち上げが多いが、相談支援事業所がそれに追いつかない。相談支援事業所もあわせて一緒に立ち上げてくれるとより一層充実する。（伊勢原市児童発達支援センターおおきな樹）
- 当園を利用する未就学児が卒園する際に学齢期の相談支援事業所へ繋がりたいが、数が少なくて難いため当事業所で継続している。今年度から常勤専従の相談支援専門員を 1 名増やし 4 名としたので、新規受け入れができていますが、数年すれば難しくなる。昨年度は 3 名配置で、1 人月 25 ケース程作成し、加算を取ることで採算が合っていた。今年度は他部署からの異動による増員であり、4 月から月 25 ケースは難しく赤字であるため、来年度からケース数を増やさなければならない。この対応は、すこやか園という母体があったからこそ先行投資として行えた。（しせん相談室）
- 基幹相談支援センターを中心に相談支援事業所と連携を図っているが、相談支援専門員の数や経験の不足から困難ケースが 1 か所に集中している。今後は、スキルアップや情報連携をさらに図っていききたい。また、相談内容が複雑化しているため、障害福祉サービスが担う役割や、どこが司令塔

になるのかなどを町内で話し合う必要がある。（大磯町障がい福祉係）

- 町内に 3 か所相談支援事業所があるが、その内 2 か所は他の業務と兼務であるため、残り 1 か所に相談が集中していることが課題である。（二宮町福祉・障がい者支援班）
- 担当ケースの中には災害に弱い場所に住んでいる方や、家族の機能が弱い方もいる。そのため緊急時を想定しマップを使用して事業所内で共有できるように今年度から取り組んでいる。相談を受ける際に課題を整理することを心掛けていきたい。（地域支援センターそしん）
- 相談支援では、当事者からの単発の電話相談以外にも、継続した支援が必要な方への面接や関係機関との同行もある。機関相談では、支援に困っている事業所を地域巡回で訪問し、助言やケース検討をしている。必要があればお声掛けいただきたい。（神奈川県発達障害支援センターかながわA）

相談支援体制に関する課題のまとめ （R3第2回相談支援NW会議）

- 委託相談と計画相談の連携（一般相談から計画相談への引き渡し）
- 委託では一般相談から計画相談にそのまま切り替えるしかなく増加の一途
- 計画作成、モニタリングに追われる中で、新たに意思決定支援ではどこの事業所でもやりきれないのでは。
- 相談支援事業所の量の確保は急務。支援内容を一定水準に
- 計画相談の受入れが厳しい
- 相談案件が増加し、問題が多様化しているため、新規計画受入が難しい
- 放課後等デイ事業所が多いのに障害児相談支援事業所が少ない
- 兼務の相談支援専門員が多く、ごく少数の計画しか作成できない
- 相談支援専門員が不足し、新規相談に対応できない
- 相談支援事業所が増えていない。学齢期の相談事業所が少ない

- 基幹設置に向けては諸課題を一体的に検討し、その機能を検討を
- 虐待案件に関する対応の在り方
- （その他業務）の認定調査の負担大きい。
- 緊急時・非常時の相談機能の役割と流れの整理ができていない
- 医療的ケアのある就学児の支援をコーディネートする人がはっきりしない。また、ライフステージに応じた変化に応じた引継ぎができない。

令和3年度第2回湘南西部圏域相談支援NW会議で整理した相談支援体制上の課題と対応策案

2

共通・頻出の課題と今できそうなこと

課題①相談支援事業所、相談支援専門員の不足

対策① 株式会社等の新規事業申請を受ける際に、市町行政が相談支援事業所開設を勧奨

対策② 少しでも事業所運営の大変さが軽減する方策の実施

➤ 事業所基盤の強化のため、相談支援事業所、相談支援専門員を支援する

➤ **わかりやすい報酬改定資料**（加算の種類と適用例）、**体制加算の前提となる研修名と実施時期**が明記された資料を作成し配布する（作成・神奈川県、配布は市町・圏域）

【神奈川県障がい福祉計画へ】

➤ 小規模で優良な相談支援事業所の経営基盤を強化するため、**複数事業所の協働体制を促進**し、機能強化型サービス利用支援費の取得を可能とする。そのために、市町ごとに部会等で**説明の機会を設け**、必要書類（協定書モデル）も説明する。また、報酬告示留意事項通知に、「地域生活支援拠点等を構成する複数の指定特定相談支援事業所による協働体制が確保されている場合～」とあるので、この部分の解釈も含めて、地域で行うことがより適切でしょうか。）

➤ **事業運営のモデルケース**を神奈川県内から選定し、周知する

【神奈川県障がい福祉計画へ】

➤ 相談支援事業所にかかる**負荷を減らし、本来業務に集中できる環境**を作る。

➤ **障害支援区分認定調査**の相談支援事業所への**委託見直し**の検討

令和3年度第2回湘南西部圏域相談支援NW会議で整理した相談支援体制上の課題と対応策案

3

対策③相談支援専門員としての就業率が高い地域に、受講者追加枠を設定するなど、法廷研修の効率化を図る。神奈川県からの受講案内に、受講翌年から5年以内に2年間の実務経験がないと更新で失効する旨注意喚起する【神奈川県障がい福祉計画へ】

課題②委託相談で対応した一般相談が計画に移行する際、受け渡し可能な特定相談支援事業所が見つからない。自事業所で計画相談を…

- ・引き受けざるを得ず、計画相談件数が増え続け業務を圧迫
- ・引き受けられず、セルフ補助で関わり続けるケースが増えている

対策④委託相談から計画相談のケースを引き受けられる事業所を増やす

- 部会・連絡会等で地域内の相談支援専門員に対し、対応して欲しいことを案内する（役割整理）。相談支援専門員が丸投げされたと勘違いしないように、ケースを丁寧に受け渡し、安心して引き受けられる実感を持ってもらう。成功体験を積み上げる。
 - そのために、引き渡し手続き、資料（アセスメントシート、計画素案）などを地域で標準化（⇒実際に行った事例に基づき、使用した書式も含め情報共有。）
- 基幹相談支援センターの訪問《活動指標③》の際に、委託相談の落ち着いたケースの引継ぎを相談

令和3年度第2回湘南西部圏域相談支援NW会議で整理した相談支援体制上の課題と対応策案

4

課題③相談支援専門員の支援の質の担保

対策⑤地域内で定期的な事例検討会（GSV）を開催し、ケースの見立てや手立ての検討を通じてスキルを上げる。また、相談支援専門員どうしの横のつながりを強化して、相互に質を高められる仕組みを地域に作る【神奈川県障がい福祉計画へ】

対策⑥圏域で開催していた支援困難ケースの事例検討会（相談支援体制充実強化事業）を令和4年度以降も継続する。【神奈川県障がい福祉計画へ】

令和3年度第2回湘南西部圏域相談支援NW会議で整理した相談支援体制上の課題と対応策案

5

(3) 第 1 回圏域事例検討会

日 時	令和 3 年 5 月 19 日（木）14：30～16：00
場 所	秦野市保健福祉センター第 4 会議室
参加人数	26 名（秦野市障害福祉課、秦野市基幹相談支援センター〔障害福祉なんでも相談室〕、相談支援専門員、平塚保健福祉事務所秦野センター、かながわ A、かながわ湘南西障福ナビ）
内 容	秦野市相談支援事業所等連絡会の「グループスーパービジョン」と合同開催。ご本人は、いずれ仕事をして自立した生活を送りたいと考えているが、一方で暴れたり、大声を出すことがあるので、主治医も含めて周りは難しいと考えているという事例。ご本人を中心に据えて、今後の支援方針について検討した。

(4) 第 2 回圏域事例検討会

日 時	令和 3 年 6 月 8 日（火）14：00～15：30
場 所	Zoom ミーティング
参加人数	36 名（伊勢原市障がい福祉課、おおきな樹、相談支援専門員、養護学校教諭、サービス提供事業所職員、かながわ湘南西障福ナビ）
内 容	伊勢原市第 3 回相談支援部会 相談員等スキルアップ研修その 1「グループスーパービジョンの手法を使った事例検討」と合同開催。圏域内市町協議会の部会等では、Web を利用した初めての事例検討会となった。対面で実施する際のホワイトボードの代わりに、書記の方がワード様式へ書き込み、それを Zoom の画面共有機能を使ってグループで共有した。ご本人は、子どもと二人暮らしで、かろうじて生活できているが、金銭的にも精神的にも厳しい状況に置かれている方。ご本人が望む子どもの将来も念頭においた家族支援について検討した。

3. 相談支援体制充実強化事業

本事業は、県域の相談支援専門員を対象に、令和元年度より支援困難事例に関する専門的かつ継続的な助言等を行う事業として神奈川県が、かながわ湘南西障福ナビと同様に各圏域の地域生活ナビゲーションセンター（以下、「圏域ナビ」という）に委託して実施しています。相談支援専門員から市町行政、基幹相談支援センター等を通じて（または直接）支援依頼を受けた圏域ナビが、専門機関（神奈川県立保健福祉大の研究者、神奈川県精神保健福祉センターの精神科医や福祉職等）と事例検討会（コンサルテーション）を開催しています。その後は専門機関による見立てや助言をもとに、圏域ナビが伴走者として必要な期間関わります。また、支援困難事例を支援する相談支援専門員を後方支援することと併せて、地域の中心となる相談支援専門員を育成することも目的であることから、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所にも本事業への協力と参加をお願いしています。令和2年度末には、相談支援専門員向けに各圏域で集まった事例をとりまとめて、「支援困難事例に関する対応事例集」が発行されました。この事例集（冊子）は、令和3年3月に神奈川県から市町村経由で神奈川県域のすべての相談支援事業所に配布されました。データファイルは、「神奈川県 相談支援体制の充実のために」で検索し、以下の神奈川県の該当ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/yv4/20210406.html>

今年度は、各圏域で1事例ずつ対応しています。神奈川県からの委託事業としては、今年度で終了の見込みです。

（1）相談支援体制充実強化事業 事例検討会

日 時	令和3年11月5日（金）15：30～18：00
参加人数	12名（相談支援専門員、障害福祉主管課ケースワーカー、基幹相談支援センター、サービス提供事業所、県立保健福祉大学講師〔助言者〕、神奈川県、かながわ湘南西障福ナビ）
内 容	突然父親が亡くなり、一人ぼっちになってしまった自閉症の方の事例。住まいや日中の過ごしの方の確保のために相談支援専門員は東奔西走していたが、グループホームや地域でのトラブルが続いたことから、定まらないでいた。助言者からは、参加者との意見交換を通じ、ご本人の行動の解釈、ポイントが整理され、必要な具体の支援が明確化された。

事例検討会で共有された今後の対処方針に則り支援を再開できるように、会議の成果をとりまとめて、報告書として出席者全員と共有しています。p27の図は、報告書と併せて、会議の成果を各事業所職員全体で共有していただくことを目的に、ポイントを視覚的に分かりやすく伝えるため、事務局が補助的に作成したものです。

お父さんが亡くなって、これからどこでどのように生活すれば良いのか、この時間をどのように過ごせば良いか、わからない。

不安

・大切な家族の喪失
・介助者を失うことによる生活の喪失

安心できる行動（問題行動）をとる

助けて！のサイン

- ATMで頻回なお金を出し入れ
- コンビニのコーヒーをお金を払わずに淹れてしまう
- ゴミをひろってきて、捨てる
- カード類を拾い集める
- GH内の物を頻繁にいじる

支援者の困り

- ・言っても聞いてくれない（コーヒー、ゴミ）
- ・触法行為で警察沙汰に、コンビニ出禁

本人のニーズ

・いつ、どこで、何を、どれくらい、終わったら次に何をするのかを、意味として理解できるように伝えてほしい。やることがないと、不安になる
・自分の具体的な役割があって、皆に喜んでもらえる嬉しい。仕事は好き。

《自閉症の人の基本特性》

- ・見通しが立つと力を発揮する
- ・意味が理解できると熱心に継続して取り組める

支援方針

安心して毎日過ごせる環境を作る
3つの支援のポイント

- ① 社会のルールや周囲の人が期待することを、ご本人が理解できるように伝える。言葉だけではなく、イラスト、写真なども活用。
- ② 通所先、GHや相談支援専門員などが①の支援を情報共有しながら行う。
- ③ 地域への働きかけで、ご本人が危険な人ではないことを理解してもらい、優しい見守りを。

↓ するために

- ・事象・対象物ごとに手順書で伝える。提案は、こうすれば皆が幸せになりますよと、具体的に。
- ① 「ダメ」でなく「〇〇します」で
- ・ご本人が行きそうなところを定めて、先回りして説明。コンビニにはお金を払わない時の対応依頼。
- ②
- ③

R3年度湘南西部圏域相談支援体制充実強化事業 湘南西部圏域事例検討会まとめ 1

本人理解をより深め、支援につなげるために

「警察沙汰」「触法行為」…

ご本人の行動をどう解釈しているのか、確認が必要。言葉だけが独り歩きして、この先の可能性を狭めてしまう懸念あり注意。特定の物のみなので万引きというより、買う意味を理解していないと考えて良い。
ご本人は、やり方が分からないだけ。言葉でコミュニケーションが取れているという支援者の過信は禁物。

コンビニのコーヒー、競馬新聞、カード類

買い方がわからないだけ。やり方さえ理解できれば、想像以上にできる人。
どこまで丁寧に説明すれば伝わるか探りながら、手順書を作ってみる。本にして持ち歩けるように。カード類は届け先も明記し、カードの種類別に用意したほうが良いかも。

GHでの過ごし

暇な時間があると、何をしたら良いかわからず不安になって、周りが困る行動につながる。GH内の役割を作り、本人に期待感を伝えながらお願いする。できるようになったら、チェックリストを作り、自分で役割を管理してもらう。土日専用版があってよい。風呂掃除やゴミ拾いもありうる。終了後には職員からきちんと感謝を伝える。
「〇年〇月〇日までここで過ごします、その先はその時一緒に考えます。」と伝える。

県外の親せき

親せきと暮らすことが本当の願いというより、安心できる確認行動。その場合は「そうなんですね」とさらっと流して良い。

地域への働きかけ

ご本人が行きそうなところに先回りして、ぶつぶつ独り言をつぶやいても、危害を加える方ではないと伝えられたら良い。ゴミ拾いで、地域の役に立てる可能性もあり

R3年度湘南西部圏域相談支援体制充実強化事業 湘南西部圏域事例検討会まとめ 2

Ⅳ．湘南西部圏域重症心身障害児者及び

医療的ケアを必要とする方の支援ネットワーク活動報告

1. 重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方の支援ネットワークの概要

平成 22 年度の支援検討委員会における実態調査結果から抽出した地域課題の軽減・解消に向けて、情報交換と地域連携の強化を目的としてネットワーク活動を開始しました。今年度は、神奈川県医療課から、横須賀・三浦圏域をモデル地域とする「医療的ケア児等コーディネーター配置・運用検討会議」での協議の進捗状況を報告いただき、当圏域内で検討されている市町での配置検討の参考にいただきました。当圏域では、これまでの本ネットワーク活動を通じて、医療的ケア児とそのご家族への伴走者が実質的に不在であることを地域課題としてきた経過があり、医療的ケア児等コーディネーター（以下、「医ケア児等 Co」と表記する）がその役割を担うことイメージして、市町配置が基本的な考え方となっています。そのため、モデル地域での圏域配置と比較すると、個別支援においては、直接支援を行わない（圏域配置：支援者への助言）か、行おうとしている（市町配置：当事者と直接関われる）かの違いがあります（令和 4 年 3 月時点）。事務局では、前述の会議の他に、「医療的ケア児の支援に関する市町村情報交換会」（神奈川県医療課主催）を傍聴し、情報の収集に努めました。その他の議題では、7 月、8 月の豪雨により圏域内市町でも警戒レベル 4 避難指示が複数箇所で発令された際の事例報告を受け、災害対策について意見交換しています。またその際に、横浜重症心身障害児グループ連絡会ばざばネットの渡邊聡美氏から提供いただいた「人工呼吸器使用者の家族の立場から」（当事者の立場で災害対策を考える資料）を共有しています。

OHANAの会	病児・肢体不自由児・者・父母の会 湘南HONカンパニー
平塚児童相談所	平塚保健福祉事務所
平塚保健福祉事務所秦野センター	神奈川県立総合療育相談センター
平塚市障がい福祉課	平塚市こども家庭課
秦野市障害福祉課	伊勢原市障がい福祉課
大磯町障がい福祉係	二宮町福祉・障がい者支援班
神奈川県立平塚養護学校	神奈川県立秦野養護学校
神奈川病院	訪問看護ステーションひかり
つるかめ訪問看護ステーションかみおおつき	しせん相談室
ソーレ平塚（あんしんネット）	障害児・者・家族サポート事業所 スプラウト
ソーレ平塚地域支援センター	地域支援センターそしん
神奈川県障害福祉課、医療課	

表 3 令和 3 年度圏域重心・医療的ケア支援ネットワーク 参加機関名簿

2. 重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方の支援ネットワークの活動状況

(1) 第1回重心・医療的ケア支援ネットワーク会議

日 時	令和3年9月10日（金）10：00～12：00
場 所	Zoom ミーティング
参加人数	29 名

【主な議題と内容】

① 医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けた検討状況について

神奈川県医療課から「医療的ケア児等コーディネーター配置・運用検討会議」での協議の進捗状況について資料に基づき、説明いただく。また、市町からは医ケア児等 Co 配置を予算化できるように委託仕様等を準備していること（平塚市こども家庭課）、配置に向けて現場の支援者と意見交換を実施したこと（秦野市障害福祉課）、配置に伴い既存の役割との整理が必要であること（大磯町障がい福祉係）の説明があった。

質疑

- 「医療的ケア児等」となっているが、児童だけで成人は含まれないか。また、医ケア児等 Co は相談員と並行して支援を行うのか。それとも医療的ケア児の方の支援は医ケア児等 Co のみが支援をするのか。（スプラウト）
 - ⇒ 『医療的ケア児等総合支援事業実施要綱』の1事業の目的に示される「人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童や重症心身障害児」が「医療的ケア児等」となる。厳密に言えばこの定義に該当するが、一律に18歳を境に支援を途切れさせることは望ましいとは考えない。このため、定義上18歳までが支援範囲ではあるが、18歳以降も必要に応じて対応いただきたいという趣旨でご理解いただきたい。（神奈川県障害福祉課）
 - ⇒ 基本的には医ケア児等 Co と相談員は一緒に支援をしていく。（神奈川県医療課）
 - 相談員はサービスを中心に組み立て、医ケア児等 Co はサービス以外の支援者同士の情報共有をしていくという解釈でよろしいか。（秦野市障害福祉課）
 - ⇒ 厚労省で医ケア児等 Co の役割については提示されていない。各地域の課題に応じて検討していく事になっている。（神奈川県医療課）
 - ⇒ 医ケア児等 Co は自由度が非常に高い。各地域で令和5年までにどのように役割を定め、どのような体制を作るかを検討する時期にある。地域毎に医療的ケア児の支援課題を整理し、それを基に検討することが大切だ。（事務局）
- #### ② 各機関の活動等の状況や今後の予定について
- 家族の健康状態について

訪問看護ステーションひかりから、「肢体不自由児、者と医療ケア児、者をケアする親のメンタル・健康状態に関するアンケート」（資料編p 46、47）について、説明いただく。

- コロナワクチン接種後、副反応で高熱が3日程続いたため、息子が通所を休んだ。高熱で身体が辛いので息子の入浴は断念したが、その他の医療的ケアや介護を行わなければならなかった。20代の頃に比べると疲れが取れない事が少し出てきている。息子が養護学校卒業後に仕事内容を変更する必要があるか不安がある。（OHANAの会）
- 体調が悪い時に子どもの医療的ケアや介護をどうしようか悩む。夫が仕事で不在の時は一人で行わなければならず、子どもにうつさないように、息苦しいなかマスクをしながら行う事があった。医療的ケア児支援法ができたが、成人は含まれないため、成人してから老人になるまでどうしたらよいか不安がある。このアンケートでは、親の体が限界を迎えた後はどうするかという質問に「まだ考えていない」という回答が多かった。私の場合は、体の限界後の事を早くから考え、多くの方に子どもの介護に慣れてもらうため、子どもが中学生の頃からショートステイの利用を始めた。（湘南HONカンパニー）

- ケア付き通学支援、ホームページ開設について

市内事業所と調整しており、更に他事業所への打診も検討している。実費負担分の協議も進んでいる。昨年度の平塚市医療的ケア児支援分科会で、医療的ケア児向けのページを開設することになった。どのような情報を掲載するかアンケートを基に検討中である。（平塚市こども家庭課）

- 医療的ケア支援事業について

4月から開催し、幼稚園に看護師を派遣し導尿のケアを行っている。今後は、短期入所で看護師が配置されていない時間帯に派遣し、医療的ケアが行える。また、動ける医療的ケア児は受け入れ先が見つからないが、このようなケースにも対応できると考えている。（伊勢原市障がい福祉課）

- 報酬改定後の動きについて

これまで、重心型の児童発達支援事業では、重心以外の方は受け入れられなかったが、医療的判定スコアが出来たことにより、重心認定のない医療的ケアが必要な方を事業所で受けた際に加算を付けることが出来るため、事業所はメリットがある。（しせん相談室）

- 報酬改定後一人一人の単価が上がり、収益が増えたためとても助かった。しかし、同じ利用児で同じ医療的判定スコアを使っているが、当事業所で対応する医療的ケアに対応しない事業所があり、どこか不公平感はある。（スプラウト）

- 小児慢性特定疾病の受給者証対象者へのアンケートについて

当所管内（平塚市、大磯町、二宮町、藤沢市、茅ヶ崎市、大磯町）の小

児慢性特定疾病の受給者証対象者に更新時の面接やアンケートを行っているため、集計できたら案内したい。（平塚保健福祉事務所）

- 短期入所の現状について

- 障害の重い方を受けるため、コロナ禍で利用を制限しなければならない。また、小児科の短期入所専従の医師がいない事や医療スタッフ不足で制限が解除できないでいる。（県立総合療育相談センター）
- 昨年度の利用実績は延べ 438 名であり、コロナ禍で 8 割減となった。緊急事態宣言の発令により、短期入所の予約を取り下げさせていただいたが、家族からの利用希望に應えるため、緊急性が高い方は少しずつ受け入れてきた。当院では長期入所の方と短期入所の方は同じフロアで対応しているので、コロナのクラスター発生の予防に努めている。現在では受入れ時の検査で陰性を確認してから受け入れている。報酬改定により療養介護の枠が広がった事から、有期限で受け入れている方もいる。（神奈川病院）
- 今年 4 月から夜間看護師を毎日配置することで、柔軟な受け入れができています。ただ、ほとんどの看護師がダブルワークであり、勤務先の病院業務でコロナ濃厚接触者になると当施設に出勤できない。その際は、施設の常勤看護師が代わりに夜間対応するが、日中の看護師が不足してしまうため検討が必要である。コロナ禍による受け入れ制限はしていないが、心配で利用を控える方が多い。そのような家族へは電話で疲労度合を確認しながら様子を見ている。他事業所を利用できないので当事業所の短期利用日数を増やして欲しいという相談や、ワクチン接種の副反応で介護できなくなることが心配という緊急の相談もあった。どのケースも夜間看護師の配置があるから受け入れられている。利用実績は減ってはいるが、これまでとは別のケースで利用実績が増えている状況である。（ソーレ平塚）

- ③ コロナ関連の状況

- 地域支援センターそしん

当事業所では、マスク着用が難しい方がいるため、プログラムの中で OT や PT の力を借りて感染予防している。重心の方の兄弟が濃厚接触者になったり、学校でクラスターが発生した際には、利用者に抗原検査をしてもらい、居場所の確保を行ってきた。基本的には保健所の指導を仰いで、本人や家族の PCR 検査や抗原検査を行い対応している。

- ④ 7 月、8 月の大雨に関連した当事者の方々からの相談、災害への備えに関する地域での動きなど

標記資料（p 33）に基づき、意見・情報交換を行う。

- 災害発生時に、福祉避難所が開設された事をどう把握し、どこに避難すればよいのか等見通しがあれば教えてほしい。（湘南 HON カンパニー）

⇒ 当市では電源確保は現在自助努力でお願いしている。避難が必要になった際の避難先は、地域の一次避難所であるのが現状である。福祉避難所は、4日後に開設となる。福祉避難所は長期間の避難を想定した居場所としての開設となるため、豪雨や台風の際の避難先としての確保ではない。(平塚市こども家庭課)

- 人工呼吸器装着した利用者の自宅付近が浸水したため救急要請をし、2階への避難の援助を依頼したが、水が引き始めていたため2階へ移動することなく済んだ。停電時は病院へ搬送を依頼している(常に入院する際の必需品をスーツケースに準備している)。(つるかめ訪問看護ステーションかみおおつき)
- 発電機やバッテリー等の日常生活用具の支給が他県では始まっている。東京都足立区は正弦波インバーター発電機、ポータブル電源が上限8~12万円で支給される。他にも千葉県や静岡県など少なくとも9つの県での支給があると確認できた。神奈川県内では、関係機関に尋ねたり、ホームページを調べてみたが確認できなかった(後日、情報提供により、厚木市でR3年4月から支給開始したことが判明し、会議参加者に共有)。(事務局)

⑤ その他、共有事項

- 医療的ケア児の進路先について
本校では圏域外の特別支援学校との間で医療的ケア児の進路先としての秦野市内の事業所1か所の争奪戦になっている感がある。そのため、「受け入れてくれる事業所があるのなら車で1時間位の場所でも良い」と言う保護者もあり、秦野市外も視野に入れ、情報が欲しい。(秦野養護学校)
 - 茅ヶ崎養護学校や座間養護学校から進路先が無いと問い合わせを受ける。その中には訪問籍で人工呼吸器を使用しており、茅ヶ崎市内には対応できる事業所がなく、自宅から遠いが当事業所を利用したいという方がいる。(スプラウト)
- 日常生活用具の支給額について
販売されている価格と大きな開きがあるため、改定をお願いしたい。(訪問看護ステーションひかり)
 - ⇒ 現時点では検討はされていない。(秦野市障害福祉課)
 - 長野県で特殊マットの基準額1万9600円を3万円に上げた市があった。このような課題は他の地域でも挙がっていると推測される。地域の協議会へ課題として挙げていく必要がある。(事務局)

7月、8月の大雨に関連した当事者の方々からの相談、災害への備えに関する地域での動きなど

サービス利用者	
◆病児・肢体不自由児・者・父母の会 湘南HONカンパニー	当会には、人工呼吸器及び在宅酸素を常時必要としている会員がいます。他にも重複して吸引器吸入器・経管栄養のためのポンプ・電動車いすやリフター使用と電源確保が必須です。現在停電時の避難先としてソーレ平塚様にご協力をお願いして、快くお引き受けいただいております。その後平塚市の福祉避難所として9か所名前が挙がっていますが、全てにおいて対応可能なのでしょうか。それぞれご自宅にご相談したところ高齢者の避難所なので、盲・ろう・平塚養護学校・湘南養護学校をすすめられました。福祉避難所へ避難する際の手順等がありましてお願いいたします。
専門相談機関	
◆平塚保健福祉事務所保健福祉課	① 新型コロナウイルス対応のために出勤していた職員から、電話で安否確認を行いました。 ② 小児慢性特定疾病受給者証更新時期に併せ、また、更新時期に併せ、令和3年7月1日から8月31日まで、令和3年3月に動画配信をした「災害時への備え」について、再配信をしました。
市町	
◆平塚障がい福祉課	重症心身障害児者も含めた高齢者、障がい者などの要介護者については、避難行動要支援者登録制度により地元自治会や民生委員、消防などで本人についての情報を共有しており、今回の大雨災害についても関係機関により対応がなされたため、当事者の方々からの具体の相談といった動きは特段ありませんでした。
◆大磯町町民福祉部福祉課障がい福祉係	神奈川県による土砂災害特別警戒区域の新規指定や河川の氾濫による浸水想定区域の見直し等を踏まえた「大磯町土砂災害・洪水ハザードマップ」を担当課が新たに作成した。R3.8月から順次、障がい福祉施設等へ配布予定である。

教育	
◆神奈川県立平塚養護学校	スクールバスの運行コースの安全確認を行いました。金目川沿いのコースもあり、水害によって道路脇が一部崩れて、神奈中バスのバス停がなくなっている箇所がありました。スクールバスの運行、乗降には影響ありませんでした。
医療相談	
◆神奈川病院	① 停電の発生（東京電力）→非常用電源への切り替え。 ② 近隣での水害が発生していることから、有事の際の受け入れ体制を検討する必要がある。夜間、休日等の場合まずはかかりつけ医に相談する形が望ましいか。
訪問看護	
◆訪問看護ステーションひかり	人工呼吸器、在宅酸素は業者も変化し、モニタでどこにいるかわかるようにしたり、充電器を配布するようになりました。家族が充電を忘れないようにしないと何の意味もなくなります。安心材料は増えました。他のステーションと町内会長の協力で人工呼吸器の方の避難方法を一緒にやってみたいと話していましたがコロナで進んでいません。 ◆つるかめ訪問看護ステーションかみおつき 人工呼吸器装着した利用者の自宅付近が浸水したため救急要請をし、2階への避難の援助を依頼したが、水が引き始めていたため2階へ移動することなく済んだ。停電時は病院へ搬送を依頼している。（常に入院する際の必需品をスーツケースに準備している）
サービス提供事業所	
◆ソーレ平塚地域支援センター	ソーレ平塚に避難される方はいせんでしたが、一次避難所に指定されている学校等の避難に関しては、設備の問題がありオムツ交換をする場所やベッドがない事が考えられ避難しづらいと話されている。
◆地域支援センターそしん	災害の備えについて行政と確認。 医療的ケア・在宅重度の方々に対しての電源の確保と提供。

(2) 第2回重心・医療的ケア支援ネットワーク会議

日 時	令和4年1月22日（金）10：00～12：00
場 所	Web 開催（Zoom ミーティング）
参加人数	26 名

【主な議題と内容】

① 医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けた検討状況等について

資料に基づき、神奈川県医療課から「医療的ケア児等コーディネーター配置・運用検討会議」での協議の進捗状況を説明いただく。

● 神奈川県障害福祉課

今年度の湘南西部圏域の医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者は5名（秦野市3名、伊勢原市2名）で、累計11名（平塚市1名、秦野市6名、伊勢原市3名、二宮町1名）になる。現在、医療的ケア児支援センター設置に向けて、市町村、重心や医療的ケア児のご家族から意見聴取した上で有識者会議を開き、庁内11課で構成する庁内連携会議で報告し検討を進めている。そのメンバーである特別支援教育課では、医療的ケア児の通学支援や特別支援学校の看護師の拡充などを検討している。

● 平塚市こども家庭課

医ケア児等 Co の配置へ向けて研修受講をお願いしている。仕事内容が知りたいと問い合わせがあるが、平塚市では業務内容についてまだまとまっていない。

● 秦野市障害福祉課

5月、7月に実施した医療的ケア児支援者情報交換会では、実数把握の難しさ、看護師不足の課題が挙がった。また、医療的ケア児の協議の場が必要であることから、11月に秦野市障害者支援委員会に諮って、医療的ケア児支援者情報連絡会の設置が承認された。市内の医療的ケア児は20名前後であるため、1ケース毎に医ケア児等 Co を中心としたチームを作って実際の支援を行い、協議の場で意見交換、情報共有しながら進めていきたい。その委託方法は、意見を聞きながら役割と合わせて検討している。

➤ 2月に第1回医療的ケア児支援者情報連絡会を開催し、今後の活動内容を決めたい。（秦野市医療的ケア児支援者情報連絡会事務局）

● 伊勢原市障がい福祉課

12月7日に医療的ケア児者等支援検討会議を開催し、医療的ケア児支援法や当市の現状を関係者で共有した。また、当市の3名の研修修了者を念頭に医ケア児等 Co の配置を考えるが、新年度に向けて伊勢原市障がい者くらしを考える協議会に「医療的ケア等支援部会」を新設する方向で調整しており、その3名にもメンバーとして協力を依頼している。実数把握は母子保健での対応が重要と考えているが、それからもれた医療的ケア

が必要な障がい者手帳を持っていない方がいる。サービスを使っていない方の実数をどのように情報共有して把握していくのか、どこが中心となっていくかが課題である。今後、母子保健や学校にも参加していただいて、全体の把握に向け一つずつ整理していきたい。医ケア児等 Co は来年度に業務委託し、その内容は部会の中で協議する予定である。

- 大磯町障がい福祉係
基幹相談支援センター職員が医ケア児等 Co 養成研修を修了している（二宮町も同じ）。医ケア児等 Co の役割や機能を明確化した上で配置する予定である。現時点で対象となる医療的ケア児はいないが、関係部署と支援体制等について情報共有を行い、役割を分担した。
- 二宮町福祉・障がい者支援班
近隣市町の医ケア児等 Co に関する動向を窺い、当町でも検討を進める必要があると考えている。
- 地域支援センターそしん
医療的ケア児支援法について大磯町、二宮町の議会等でも関心を持って問い合わせをいただいた。現状では、医ケア児等 Co としてではなく、相談窓口として案内してもらっている。大磯町には医療的ケア児者の方はいないが、二宮町には複数おり、通学支援で看護師が放課後等デイサービスに付き添っている。医ケア児等 Co の配置も含めた体制整備が検討されている。大磯町へ平塚市からの転入する予定の医療的ケア児がいる。平塚市と大磯町・二宮町の医ケア児等 Co、大磯町の訪問看護が集まり、チームが組まれている状況を目の当たりにできた。

質疑

- 秦野市や伊勢原市は養成研修修了者が多いが、自主的に研修を受けたのか、それとも、市から依頼したのか。（訪問看護ステーションひかり）
 - ⇒ 第 1 回養成研修修了者が中心となって、各事業所へ声を掛け、市からの推薦という形で研修を受講してもらった。（秦野市障害福祉課）
 - ⇒ 当初は自主的な研修と捉えていたが、設置が明確化したことから昨年度から市町村推薦となった。3 名の研修修了者のうち、1 名が市から受講を依頼した方で、今年度も同様である。（伊勢原市障がい福祉課）
- 医ケア児等 Co の旗振り役はかなり重要で求められることが多いはずだが、いずれ、専任配置を考えているか。（神奈川病院）
 - ⇒ 現状では、相談支援専門員を専任で行い医ケア児等 Co の業務も担う形だ。通常の相談業務に加え、圏域との協議や研修のファシリテーターも担うことで、かなりの業務量になる。業務委託は簡単だが、委託を受けた法人が人の配置をどのように維持できるかが問題になる。人が変わると、旗振り役も変わる可能性があり、質の担保は課題となる。

専従が理想だが、おそらく兼務の形となり、継続した人事配置をお願いできるか法人との交渉が必要となる。(伊勢原市障がい福祉課)

⇒ 旗振り役となると通常の業務と合わせて負担が増えるため、県から個人に委託する方法を検討していただければ、各市町での配置がスムーズに進むと思う。(秦野市障害福祉課)

- ①医療的ケア児には医ケア児等 Co を付けるのか。②トラブルや事故を起こした時の責任は、個人と法人のいずれが負うのか。また、③医ケア児等 Co への対価はどこがどれくらい払い、規程されているのか。対価が支払われなければ、ボランティアとして行うのであって仕事としては成り立たないと思われる。(スプラウト)

⇒ ①ケースによるため、必ず付ける必要はない。②基本的には医療的ケア児の支援よりも、支援者の支援を想定しているため、トラブルや事故は起こらないと考えているが、今後検討する。③モデル事業では、来年度は県の予算で委託し、報酬をお支払いする。(神奈川県医療課)

⇒ 医ケア児の保護者の相談を受けてくれる支援者が見当たらないことが地域課題として整理されていることから、当圏域では、医ケア児等 Co が直接相談を受けることも想定されている。平塚市、秦野市、伊勢原市では委託業務としての位置付けが検討されている。(事務局)

② 災害への備え

- 7月の平塚市医療的ケア児支援分科会の保護者座談会で、災害時のことが気になりだと意見をいただいたことから、平塚市災害対策課と協力して災害対策勉強会を開催し、以下の意見交換を行った。

➤ 災害時には福祉避難所へ避難しようと考えている

⇒ 福祉避難所の開設は災害発生から4日後となるため、災害発生後すぐに福祉避難所へは避難できない：平塚市災害対策課より

⇒ 休校日に災害があった場合は、誰もいないため対応できないが、開校日なら対応できる：福祉避難所となっている学校より

➤ 避難所へ避難する際に、医療的ケア児はバギーだけでも15kgあり、それに加え、酸素ボンベや吸引機などもあるため、1人では運べない。また、吸引機が24時間動いて音がすることや、オムツの臭いなどで、他の避難者に迷惑をかけてしまわないか不安だ。

➤ 経管栄養の注入物は近所では売っていないため、日ごろから通販を利用しているが、災害時には手に入るのか。災害用にストックしておいても、その他にも避難する際の荷物が多くて運べないため、避難所や市役所等で避難用として預かってもらえるところはないか。

以上のご意見を踏まえ、平塚市やご家庭用の災害マニュアルの作成を検討している。(平塚市こども家庭課)

- 災害対策で、二宮町と医療的ケアのある方の電源確保を調整している。当法人は緊急避難所となっているため、災害時の電源として太陽光発電を利用できることを対象のご家族へアナウンスしている。（地域支援センター そしん）

③ 当事者家族より

小学部の保護者からの困りごとに対して、高等部の保護者から「じきにその生活にも慣れますよ」とアドバイスしたところ、「慣れますよはおかしくないですか」「大変さがあなたにわかるんですか」とアドバイスに対する不満が返ってきた。私も子どもが小学部の頃は困りごとが多く、関係機関が開催する会議に出席して要望をたくさん発信してきた。しかし、子どもが成長するにつれて困りごとを抱えながらの生活に慣れてしまい、現在は、自分が何に困り、何をサポートして欲しいのかわからなくなった。困りごとは個別に違うが、困っている保護者はたくさんいる。慣れてしまい発信をしないのではなく、困っている保護者から話を聞き、自分の困りごとを考え発信し続けることが大切と感じた。私は、12年間、様々な機関が開催する会議に出席させてもらい、様々な立場の方の意見を聞いてきた。お金や人事の問題など、飲み込まなければいけない部分がわかってしまい、「大変だから助けてください」ばかり言えなくなってしまった。当事者が出席できる会議では、会議に出て慣れている保護者も必要かもしれないが、会議に出席したことがなく困りごとを抱えている保護者に出席してもらうのも大切だと思う。（OHANAの会）

⇒ 来年度に向けて、小さいお子さんをお持ちの保護者の方でご発信いただける方がいらっしゃれば推薦していただきたい。（事務局）

④ 各機関の取り組み状況

- 医療的ケア児のケア付き通学支援は、近隣で小田原市が実施しているため、その要綱を参考にしている。まだ細かいことが決まっていないため、小田原市や近隣市と情報交換しながら進めていきたい。（平塚市こども家庭課）
- 当事業所では、茅ヶ崎養護学校卒業生の利用が増えており、このままでは再来年度には定員に達し、受け入れができなくなる。ご家族からは、茅ヶ崎市では受け入れてもらえる事業所がないことや、利用したい事業所がないという話を聞く。本来なら近くに利用できる事業所があれば良いが、圏域が違っていると情報が全くない。（スプラウト）

⇒ 他圏域の地域生活ナビゲーションセンターにこの情報を共有したい。（事務局）

- 母子保健委員会の小児慢性特定疾病対策部会で、平成30年度から医療的ケア児の医療から在宅への支援についてのワーキングを開催している。メンバーは、秦野市と伊勢原市の障害福祉課、東海大学病院看護師、圏域ナビであり、今年度からは医ケア児等 Co にも加わっていただいた。令和元年度に作成した「たすかりまっぷ」と「医療的ケアが必要なお子さんのサ

ービス一覧」の見直しに向けて、この2月から試行し、5月に完成させたい。退院時のカンファレンス後に、地域の支援者がご家族へ「たすかりまっぷ」をお渡して一緒に記入し、自宅へ帰った後はご家族のみで記入してもらう。秦野市と伊勢原市にはこのツールがあることを地域の支援者に認識してもらい、さらに繋がっていただけると良い。また、ご家族に「ひとりぼっちではない」ことが伝われば良い。小児慢性特定疾病の受給者証の更新時に面談やアンケートを行っている。その際に併せて、訪問看護事業所に対して医療的ケア児の受入れ状況などのアンケートを実施しているが、アンケート結果が好評だったため、その情報を活用できる形に見直したいと考えている。（平塚保健福祉事務所秦野センター）

⑤ 短期入所について

- 緊急時のみの受入から、個室管理での感染対策による1日2床の受け入れに変更した。短期入所でも日中活動支援は重要と考えているため、感染対策に留意しながら、個別の活動を支援している。（神奈川病院）
- 一昨年度に短期入所の居室を全て個室としたため、一部行動制限はあるが、コロナ禍でも短期入所は継続している。感染を怖れて利用を控える方が多く、利用実績は少なくなったが、それでも利用できるの安心できるとお話をあった。今年度4月から夜間帯の看護師配置により緊急時の受け入れが可能となっているが、年末年始には、気管切開で吸引が必要な歩ける方からの緊急受け入れの相談があり、通常より看護師や支援員を多く配置して受け入れた。（ソーレ平塚）
- 医療的ケア児者のショートステイの調整はコロナ禍により難航しており、病院への入院も含めて調整せざるを得ない。介護疲れや病気など、家庭の中での重なり合った障害への対応が複数あり、行政や関係機関に相談しながら進めている。（地域支援センターそしん）

⑥ ネットワーク名称の変更

平成23年から現在の名称で活動してきたが、「正式名称が長くて覚えづらい」という声を何度かいただいていたこと、また、対象を成人と児童の両方であることを明示する必要があることから、来年度からわかり易い新しい名称に変更することとなった。今回会議で投票を行い、3つの候補の中から「**湘南西部圏域重心・医療的ケア児者支援ネットワーク**」が正式名称として採用された。

V. 自立支援協議会、部会等への参加状況について

神奈川県障害者自立支援協議会（書面 2）	
平塚市障がい者自立支援協議会（書面 1、Web1）	
企画運営部会（対面 4、Web2）	
精神分科会（対面 4）、医療的ケア児支援分科会保護者座談会（対面 1）	
秦野市障害者支援委員会（対面 3）	
相談支援事業所等連絡会（対面 4、Web2）、行政との意見交換会（対面 1）	
医療的ケア児支援者情報連絡会（対面 1、Web1）	
伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会（Web 3）	
企画運営会議（Web2）、相談支援部会（Web 6）、医療的ケア児者検討会（Web1）	
二宮町・大磯町障害者自立支援協議会（書面 1）、部会（対面 3）	
神奈川県障害保健福祉圏域事業調整会議（対面 3）	ナビ連絡会（Web3）
湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会（書面 1）	
精神障害者地域移行・地域定着支援事業運営委員会（Web1）、事後打合せ（Web1） ＊令和 4 年度から、秦野市・伊勢原市を対象にした標記事業が始まることが会議で発表となったが、会議後に両市と意見交換し、調整が必要なことが確認できたため、神奈川県へ報告。来年度に向けて、事後の打合せが開催された。新年度も継続予定。	
平塚保健福祉事務所秦野センター 地域精神保健福祉連絡協議会（書面 1）	
平塚保健福祉事務所秦野センター 保健福祉サービス連携会議母子保健委員会（Web1）	
小児特定疾病部会（Web1）、事前打ち合わせ（対面 1）	
湘南西部圏域あんしんネット支援協議会（書面 1） ＊神奈川県からの委託費が令和 4 年度から減額されることに伴い、医療的ケアを必要とする方の緊急受け入れ対応が可能な機関としての令和 5 年度の事業実施イメージについて、圏域内市町間でのすり合わせが必要な状況にあることが確認された。そのため、令和 4 年度早々開催される会議に、当圏域ナビも参加する予定。	
平塚児童相談所 施設入所中児童の地域移行に係る連絡会議（Web1）	
神奈川県立平塚養護学校 肢体不自由教育部門の進路に関わる連絡会（対面 1）	

資料編

- 「湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会設置要綱」(p41)
- 「令和3年度湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業事業計画」(p41～43)
- 第31回神奈川県障害者自立支援協議会 書面会議 回答票(p43～45)
- 「肢体不自由児、者と医療ケア児、者をケアする親のメンタル・健康状態に関するアンケート」(訪問看護ステーションひかり 2021)(p46、47)
- かながわ湘南西障福ナビだより第113号～第118号(p48～53)
(令和3年度発行分)

令和３年度湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業

事業計画(案)

Ⅰ. 事業目的

湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等事業は、湘南西部障害保健福祉圏域（平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町）における相談支援のネットワーク形成等を通じて、重層的な相談支援体制を構築し、広域的かつ専門的な支援を行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

Ⅱ. 事業内容と計画

1. 湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会

(1) 湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会（以下、「協議会」という）の開催

設置要綱に基づき、当事者、指定相談支援事業者、市町協議会、行政、特別支援学校、社会福祉協議会、専門相談機関等で構成する協議会を開催する。市町協議会をはじめとする各機関、当事者活動から見えてきた地域課題や優れた取り組みを共有し、湘南西部圏域として課題解決にむけて取り組みを進める。

令和３年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止に向けた神奈川県の方針を受け、年に２回のWeb開催とする。ただし、第２回については、新型コロナウイルスワクチンの接種状況を踏まえ、安全に開催できる見込みができた場合には、対面での開催とする。

(2) 神奈川県障害者自立支援協議会への参画

神奈川県障害者自立支援協議会に参画し、協議会等での地域課題や相談支援等のネットワーク形成支援の取り組み状況等について報告を行う。また、神奈川県障害者自立支援協議会に係る調査・研究等に協力し、権利擁護部に参画する。

2. 湘南西部障害保健福祉圏域相談支援ネットワーク形成等

令和３年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止に向けた神奈川県の方針を受け、主催する会議・事例検討会は、原則として、Web開催とする。

ただし、新型コロナウイルス感染症のまん延状況やその他の状況を鑑み、神奈川県と協議の上、開催時期・方法・回数を変更する。

(目 的)	第 1 条 神奈川県障害福祉圏域自立支援協議会設置要綱
	第 1 条 神奈川県障害者自立支援協議会設置要綱第 7 条の規定に基づき、湘南西部障害保健福祉圏域（以下、「圏域」という。）における相談支援等のネットワーク形成を通じて、重層的な体制を構築し、広域的かつ専門的な支援を行うことにより、障害者等の福祉の増進を図るため、圏域自立支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。
(組 織)	
第 2 条	協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。
第 2 条	委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
第 3 条	委員は再任することができるものとする。
(協 議 事 項)	
第 3 条	協議会は、第 1 条の目的を達成するため、次の事項について、協議を行う。
(1)	圏域における相談支援等のネットワーク形成の推進に関すること。
(2)	圏域における市町の相談支援に関すること。
(3)	圏域における福祉サービスなどの社会資源に関すること
(役 員)	
第 4 条	協議会に会長及び副会長を置く。
第 2 条	会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
第 3 条	会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
第 4 条	副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会 議)	
第 5 条	協議会は、会長が召集する。
第 2 条	会長が必要と認めるときは、会議に委員以外のものを出席させることができる。
(部 会)	
第 6 条	会長は、必要があると認めるときは、協議会に諮って、部会を設置することができる。
(庶 務)	
第 7 条	協議会に係る庶務は、社会福祉法人常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室において処理する。
(そ の 他)	
第 8 条	この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。
付 則	
この要綱は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。	
付 則	
この要綱は、平成 21 年 7 月 8 日から施行する。	

(1) 相談支援ネットワーク 圏域内市町行政、委託相談支援事業所を中心に、保健福祉事務所、発達障害者支援マネジャーとで構成する。湘南西部圏域内市町の相談支援体制整備と人材育成の促進を目的に、地域での取り組みや課題を共有し、解決に向けて協力して取り組む。 ① ネットワーク会議 年 2 回（6 月、12 月）の Web 開催とする。 ② 湘南西部圏域事例検討会 湘南西部圏域市町協議会の相談部会等と事例検討会を合同開催し、地域における事例検討会の定着による相談支援専門員のサポート体制の更なる充実に協力する。年に 4 回開催する。 ③ 研修の共有 湘南西部圏域内の市町協議会、部会等が主催する研修会のうち、主催者から了解を得られた研修会を圏域内の他の市町に共有することで、人材育成の機会を増やす。 ただし、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から、より少ない人数での開催が望ましいことから、実施しない。 ④ 相談支援従事者初任者研修への講師派遣 相談支援従事者初任者研修に湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンターから講師等を派遣し、圏域内の新規の相談支援従事者の養成に関わることで、市町協議会の相談部会等につながるきっかけを作り、相談支援専門員の人材育成を進める。年に 10 日程度派遣する。 ⑤ 相談支援体制充実強化事業 相談支援専門員から支援依頼を受け、湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンターが専門機関によるコンサルテーションの開催を調整し、そこでの見立てや助言をもとに基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携してその後の支援の伴走者として必要な期間関わる。令和 3 年度は新規で 1 事例対応する。 (2) 重症心身障害児者及び医療的ケアの必要な方の支援ネットワーク 湘南西部圏域内の当事者家族、事業所、市町行政、保健福祉事務所、訪問看護ス	
--	--

テーション等で構成し、平成 22 年度の支援検討委員会実態調査結果から把握した圏域課題をはじめとした重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方に関する地域課題の解消にむけて、情報交換と連携の強化に取り組む。 ① ネットワーク会議 年に 2 回（9 月、1 月）Web 開催する。 ② 医療機関懇談会 湘南西部圏域内の医療機関のソーシャルワーカー、あんしんネット事業者、保健福祉事務所、訪問看護を中心に、市町行政、相談支援事業所、医師へも参加を呼び掛けて年に 1 回会議を開催する。 ただし、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から開催しない。 ③ 事業所情報交換会 湘南西部圏域内の重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方を支援する事業所間の顔の見える関係の構築による連携の強化と情報交換を目的に開催する。 ただし、令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止の観点から開催しない。 (2) 湘南西部圏域内市町協議会、部会等との連携 湘南西部圏域内市町協議会とその部会、湘南西部保健福祉圏域障害者差別解消支援地域協議会、湘南西部あんしんネット協議会、保健福祉事務所、児童相談所、特別支援学校、社会福祉協議会、広域専門機関等と連携し、地域課題の解決に向けて協働する。 3. 広報活動 (1) 「かながわ湘南西障福ナビだより」 奇数月の末日に発行し、メールまたは郵送による情報発信を行う。 (2) 「湘南西部障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター活動報告書」 令和 4 年 4 月に令和 3 年度分を発行し、当事業の周知のため関係機関に配布する。	
---	--

(1) ホームページ

発行済みの活動報告書や会議開催予定等を掲載し、情報を発信する。

(<https://jousei.or.jp/navi/>)

以上

第 31 回神奈川県障害者自立支援協議会 書面会議 回答票

記入日：令和 3 年 1 2 月 2 4 日

次の各項目について、意見等を記載の上、12 月 24 日（金）までに、事務局（神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課）あてにメール又はファクシミリで御提出ください。

E-mail chiikiseikatsu.shien@pref.kanagawa.jp

ファクシミリ (045)201-2051

1 協議事項 1 「神奈川県障がい福祉計画（改定素案）」について（資料 1、2）

今年度、「神奈川県障がい福祉計画」の改定を予定しています。

資料 1 が「改定素案の概要」、資料 2 が「改定素案」となっています。

改定素案の内容等について御意見を伺います。

※ 「本県の状況」は速報値のため、今後修正となる可能性があります。
（回答欄）

項目名	御意見・御質問
1 基本理念等（資料 2 1～11 ページ）	
2 令和 5 年度の成果目標の設定（資料 2 12～39 ページ）	(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 P14 「地域生活への移行を進めていくに当たっては、～本人の意思決定を支援する要となる相談支援専門員及び相談支援事業者の数を更に増やしていく必要があります。」 ・この考え方は現実的なのでしょうか。入所利用者の意思決定支援の要は相談支援員のでしょうか。相談支援員を増やすと地域移行が進むのでしょうか。入所施設は終の棲家か論争は長い間繰り返されてきていますが、入所施設のニーズは歴然とあります。また出口となるグループホームは誰が用意するのか、グループホームでの生活が様々な問題で維持できなくなるケースも少なくないと感じています。そのような中で、入所施設利用者の地域移行を図るには、入所施設が入所利用者の意思決定支援の要として、入所施設の価値や役割を整理し地域移行に取り組む意識が必要と考えます。相談支援員を増やすことではつながらないかと考えます。 P15 「グループホーム等の充実」 ・新たなグループホームの設置には地域住民の反対が根強くあります。

・重度利用者が暮らしやすいグループホームは、バリアフリーや消防法等費用面でハードルが上がります。市街地に隣接した市街化調整区域をグループホームに使えないでしょうか。	(6) 相談支援体制の充実・強化等 地域では、相談支援専門員の不足感は深刻です。政令市を除く神奈川県域では、あまり増えていない印象があります。今のままでは増えないと思います。どの事業も職員の確保がままならない中で、一定の勤務実績と資質を持つ職員はなお増えにくいでしょう。これから予定されている意思決定支援の全県展開を考えると、相談支援専門員の数の確保と質の向上は喫緊の課題です。 成果目標達成のために、以下のような更なる方策が必要だと考えます。 《数の確保》 ①基幹相談支援センターのみならず、特定・障害児相談支援事業所の設置も成果目標に加える。 ②特定・障害児相談支援事業所の設置促進の観点から、委託・基幹相談以外の、経営の参考になる県内のモデル事業所や地域で活躍している事業所を紹介・発信する。 ③既存の事業所において、報酬改定による加算等の活用による相談支援専門員の配置（常勤換算値の増）を促進するため、相談支援事業所に直接指導を行う市町・基幹・委託を対象にした、報酬改定に関する研修会をタイムリーに開催する（特に報酬改定時）。 ④相談支援従事者初任者研修の就業状況調査における就業実績割合が高い地域（事業所への就業予定の確認が事前に丁寧に行われ、調整している地域）に対し、申し込み枠の追加が認められる仕組みを作る。 《質の向上》 ⑤相談支援専門員の実践力育成のため、市町協議会・基幹相談支援センター等による事例検討会の開催回数を成果目標に加える ⑥圏域での相談支援体制充実強化事業（支援困難な方の事例検討会）を意思決定支援の全県展開に向けて実施し、数年間継続する。	○半年ごとのモニタリングは、すべてのサービス利用者に必要なのでしょうか。 3 各年度における指定障害福祉サービス等の必要量の見込み（資料2 40～51ページ） 4 指定障害福祉サービス等の提供体制の確保（資料2 52～61ページ） 5 各年度の指定障害者支援施設及び指定障害児入所施設等の必要入所定員総数（資料2 62ページ）	
	項目名 6 県の地域生活支援事業の実施に関する事項（資料2 63～75ページ） 7 障がい保健福祉圏域ごとの目標値等（資料2 76～88ページ） 8 計画の達成状況の点検・評価及び計画の見直し各（資料2 89ページ） 9 その他	御意見・御質問 障害者就業・生活支援センター事業において、実施見込か所数が令和2年度から令和5年度まで8か所そのまま変わっていません。今後障害者の就労を増やしていくためには、各福祉圏域内において、実情に合わせ、センターを増やす（またはサテライト的な出張所を設ける等）ことを検討して頂けると幸いです。	

2 協議事項 2「令和2年度相談支援従事者初任者研修修了者 就業状況調査」等の結果

について（資料3-①～③）

令和2年度相談支援従事者初任者研修修了者を対象に、相談支援業務に従事しているか等の調査を行い、その結果を資料3-①～③として取りまとめました。資料を御確認いただき、次の項目について御意見を伺います。

（回答欄）

項目名	御意見等
1 受講要件として、令和2年度又は3年度に相談支援業務に従事する者に限定して市町村から推薦を受けていますが、就業率は4割弱にとどまっています。 就業できない（しない）理由として、法人の都合によるという回答が多く見られました。この結果をどのように考えますか。	御意見等 全般的な人手不足と一定の勤務実績と資質を持つ職員 の計画的な異動が結果的に思うようにいかない。 直接処遇のサービス体制維持が優先になっている。
2 回答者の過半数が他の業務と兼務していますが、この結果をどのように考えますか。	サービス提供事業所での人材確保の難しさと人手不足 は明確であり、更にサービス利用支援費だけで相談支 援事業を運営するのは難しいことを誰もが承知してい ることから、当然の結果とも言えます。少しでも相談支 援事業所の経営が安定するために、報酬改定によって 新設された加算や複数事業所による協働体制などの仕 組みが有効に活用できるように、地域での働きかけを 継続していくこと、そして、それを神奈川県が支えてい くことが必要と思われます。
3 研修修了者の就業率を高める（相談支援専門員を増やす）ため、各段階での必要な取組を教えてください。	相談支援事業所及び運営法人 市町村 県 初任者研修修了者の中に、修了証を受け取った際の神 奈川県からの現任研修の受講要件（初回の受講は期間 内に2年の実務経験が必要）の説明を聞いて、更新で きないともたす方がいました。未だに、遠い将来に向け て受講する方がいます。更新要件の理解促進の ために更なる周知が必要だと思われます。 国

4 令和3年度に相談系サービスの収益改善も視野に入れた報酬改定が行われましたが、資料3-②③のとおり、全体で約600ある相談支援事業所のうち、基準額より高い基本報酬（機能強化型サービス支援費）を受けている相談支援事業所は81事業所、体制加算を取得している相談支援事業所は222事業所と低調です（R3.4現在）。この理由として考えられることがあれば教えてください。	○機能強化型サービス利用支援費に関しては、専従の相談支援専門員が多くないことが背景にあると推測できるため、複数事業所の協働体制による取得の促進が必要です。そのために、神奈川県から協働体制で事業運営している県内の事業所の実例をホームページ等で紹介し、促進につなげていただきたいです。 体制加算では、算定要件となる研修名・開催日が分かりづらい状況が続いています。希望すれば誰でもすぐに確認できるように、神奈川県ホームページに掲載するなどして発信していただきたいです。 また、上記それぞれについて、情報の発信のみならず、迷っている事業者の相談を受け付けることで、取得促進につながるものと思われます。 ○当方の状況で言うと、モニタリングも含めたサービス等利用計画の作成のために、地域移行・定着、就労支援、行動障害、地域生活支援、虐待、触法、医療的ケア、障害者差別、協議会等に市町村とともにチームで検討、対応する時間が割かれている。さらにそのことが様々な悪循環を生んでいるやに感じる。 ○制度は、サービス等利用計画の作成を短い期間で細かく求めてきているが、原則1年に一度程度で十分な場合が多いのではないかと。
---	---

アンケート調査から見えてきたこと

(対象者は医療機器の欄を見ていただくとわかる通り、半数以上が人工呼吸器等医療ケアが必要な状況で、他に発作があり目が離せない状況の方もいます。)

1、体調と睡眠

* 子が幼児、小学生の母の場合サポートする家族がおり、幼児の場合は母親は割と自分の時間を持ちながら育児をし、成長を楽しんでいる。

* 中学生以上になると、祖父母も高齢となりサポートがなくなり母親の身体的、精神的負担が増える。

* 高校生以上になると30歳代での出産が多く、母親の年齢が上がり、腰、肩、膝、精神面の不調を訴えるようになり、子どものほうは身長も伸び、体重も増加しケアーがより大変になってきている。

不調の中病院にも行けず睡眠時間も少ない。

2、イライラ

* 高校生の母親全員4人中4人が訴えている。理由は①自分の体調 ②学校、通院、行事と立て込んで仕事もある。と言いつ、4人中3人は自分の時間も無いという。

* 成人になると4人中4人はイライラがない。理由は、通所は送迎付きとなり母親の体が楽になるため精神的にもゆとりができる

3、出産後の社会復帰希望者は24名中12名と半数。この中で自営業、シングルマザーの場合、復帰は5名。社会復帰できず精神面で不安定になる母や、積み重ねた実績がなく何とも言えない気持ちを抱える母親は多い。

4、自分の体調の限界後どうしたい

施設入所(8名) グループホーム(1名) まだ考えていない(13名) 無記(2名)

こっそり一人で寝込む(1名)

自由記載

* 医療ケア 特に人工呼吸器使用の場合送迎サービスや、放課後デイサービスがない。(2名)

* 登校前の15分ヘルプ利用があると良い。父親が変則勤務なので休日もヘルパーに来てほしい。

* 使いたいとき(体調が悪いときや、受診)にショートステイが使えるのが理想。ショートステイの食事代が高い。

体調が悪いときは学校、ショートステイ等連れていくこともできない。

* 医療ケアで保育園もいけない。国レベルでもつこの子たち目線で考えてもらいたい。

アンケートを終えて

約40年前、現在中央児童相談所がある場所にあったゆかり園は県の方針により施設から在宅へと切り替え、その後は在宅で親が見ることになった。

25年近く訪問する中で子どもととのリハビリ、通所等の不足、親にとって必要なショートステイ等が不足していると感じている。

また40年前はあり得なかった経管栄養、人工呼吸器、吸引など病院ではなく在宅で行うのが当たり前となり、また発作がある子の親は安定しない状態で不安になったりと家族の負担は大きくなった。

このような現状の中、多くの母親たちは、父親は仕事があると考え一人で抱えてしまう。シングルマザーはより大変である。それゆえ限界になることもある。

多種のサポートがあれば、家で母親の元、家族の元で育つことは可能だと思う。

内臓疾患や経管栄養、在宅酸素の子どもたちも病児保育が広がれば母親たちのキャリアの断絶、復職に向けての不安、復職できなかったことでのモヤモヤした気持ちは改善できる。

ここで問題になるのが人

ステーションでも看護師募集をするが集まらない。小児訪問の訪問看護を誘い1か所増えたが多くの子を見ますとまでには至らない。通所施設もショートステイの施設も同じと聞く。個人の努力ではどうにもならない。

例えば、他県のようにバスに看護師が同乗できないか。通園に風呂がなかったり、人員配置が困難な時訪問入浴を活用するか、医療機器の家族の通院や登校に介護タクシーを使うようにするか、既存の事業を活用するなど考えられたい良いのではないか。

保育園、幼稚園もどうにかできたらと思う。

今回、親の視点でアンケートを実施した。親子が安定し、健康で過ごしてほしい。サポートをする中でどうにもならない面を感じることがある。「ともに生きる」のともにとは、親子を取り巻く社会のことのはずであり、私たちはどうあることが子、家族にとってベストかベターかを感じられる存在でありたいと思います。

2021年2月

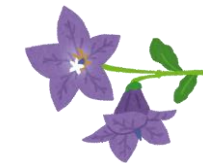


社会福祉法人 常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室
〒259-1302 神奈川県栗野市菅堤 17111-2 ☎ 0463-71-5872 Fax 0463-75-3377 E-mail: soudan@jousei.or.jp

令和 3 年度湘南西部圏域地域生活ナビゲーションセンター (かながわ湘南西障福ナビ) 活動予定について

昨年度は、新型コロナウイルス感染症まん延防止を背景に、神奈川県の基本方針を踏まえ神奈川県とご相談の上、当センターが事務局を務める会議のほとんどを Web 開催（一部書面・対面開催もあり）としました。今年度については、昨年同様の回数で Web を中心に会議を開催することで神奈川県と調整しました。各会議の開催予定は次の通りです。

- 湘南西部障害保健福祉圏域自立支援協議会
 - 第 1 回 令和 3 年 7 月 28 日 (水) 14:00~16:00 【Web 開催】
 - 第 2 回 令和 4 年 2 月 16 日 (水) 14:00~16:00 【Web 開催】
 - 湘南西部圏域相談支援ネットワーク会議
 - 第 1 回 令和 3 年 6 月 11 日 (金) 10:00~12:00 【Web 開催】
 - 第 2 回 調整中
 - 湘南西部圏域重症心身障害児者及び医療的ケアを必要とする方の支援ネットワーク会議
(湘南西部圏域重症心身・医療的ケア支援ネットワーク)
 - 第 1 回 令和 3 年 9 月 10 日 (金) 10:00~12:00 【Web 開催】
 - 第 2 回 令和 4 年 1 月 14 日 (金) 10:00~12:00 【Web 開催】
- ※ 医療機関懇談会及び事業所情報交換会は、医療機関の業務の逼迫状況、50 名規模で安全にグループワークを開催できる環境確保の困難さから、昨年度に引き続き、中止いたします。ご理解の程、どうぞよろしくお願いいたします。



昨年度の神奈川県障害者自立支援協議会は 2 度書面で開催されましたが、今年度は対面での会議開催に向けて調整されています。同様に、地域協議会でも昨年度の経過を踏まえて書面開催から対面への切り替えを検討している地域もあるようです。新年度に入ってから既に新たな取り組みが始まっている圏域内の地域は複数ありますが、かながわ湘南西障福ナビでは、会議などの諸活動を通じて、地域の現状や取り組みを共有し、今後について皆さまで一緒に考える機会を作りたいと考えています。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

相談支援専門員向けに

「支援困難事例に関する対応事例集」が発行されました



令和元年～2 年にかけて、神奈川県相談支援体制充実強化事業により、神奈川県 (5 圏域) で事例検討会が開催されました。そこで学がったのは、直接支援に携わる支援者と相談支援専門員が対応に苦慮している事例でしたが、事例研究会 (座長: 神奈川県立保健福祉大 岸川氏、メンバー: 神奈川県、5 圏域の地域生活ナビゲーションセンター) では、それらを通じて支援困難の意味や相談支援・対人援助の価値と役割などについて意見交換を重ねました。そして、事例からの学び (障害特性の理解を基にした見立て、アセスメントのポイントなど) を共有し、現場で奮闘する相談支援専門員の方々に支えることを目的として、令和 3 年 3 月に事例集が発行されました。市町村経由で既に神奈川県領域のすべての相談支援事業所に配布されています。

「皿おわりに 相談支援専門員の皆様へ」では、5 圏域の地域生活ナビゲーションセンターから直接お伝えしたいメッセージを掲載しています。データファイルをご希望の方は、「神奈川県 相談支援体制の充実のために」で検索し、神奈川県ホームページからダウンロードしてご利用ください。



「令和 2 年度湘南西部障害保健福祉圏域

地域生活ナビゲーションセンター (かながわ湘南西障福ナビ) 活動報告書」を発行しました

かながわ湘南西障福ナビでは、毎年活動報告書を発行しており、協力いただいている機関にお配りしています。この活動報告書では、湘南西部圏域自立支援協議会、湘南西部圏域相談支援ネットワーク、湘南西部圏域重症心身・医療的ケア支援ネットワークを中心に、その活動や協議の内容を、一部資料も交えて報告しています。会議では、様々な地域課題の捉え方やアプローチの報告もあるため、そういったすばらしい実践を広く共有すること、更に様々な機関と連携を深めることが発行の目的です。かながわ湘南西障福ナビのホームページ (<https://jousei.or.jp/navi/>) の活動報告書欄に掲載されていますので、ご覧いただければ幸いです。



【あとがき】職員の見聞により、当事業所では 4 月からかながわ湘南西障福ナビの体制を新たにしましたので、どうぞよろしくお願ひいたします。連日新型コロナウイルスについて報道されていますが、接種が進み、皆様の顔を合わせて意見交換できる日が来ることを心待ちにしています。



平塚市障がい者自立支援協議会こども部会

医療的ケア児支援分科会 保護者座談会 参加報告

医療的ケア児支援法の令和3年9月の施行を控え、医療的ケア児への支援がより注目を集めています。令和5年度末までに、各地域で「保健・医療・障害福祉・保育・教育との関係機関等が連携を図るための協議の場を設ける」とこととされていますが、平塚市は「障害児の機能訓練に関する協議の場」として以前からそれが設置されていた県内でも珍しい地域です。平成30年度には、保護者の代表者4名も加わり、平塚市障がい者自立支援協議会こども部会医療的ケア児支援分科会として再編されました。



昨年からのコロナ禍により、圏域内市町協議会とその部会では、どこも思うように活動ができていない状況が続いています。医療的ケア児支援分科会では、保護者からの提案もあり、7月14日（水）に平塚市役所で保護者座談会が対面で開催されました。ここでは、保護者が日頃から感じている事柄について、自由に意見交換・情報交換が行われました。保育園の利用、災害対応等、いくつか話題が挙がりましたが、レスパイト関連では、

- 1週間のレスパイト利用中に、4回も病院に足を運ばなければならなかった。
- 1週間分の多量の荷物の準備が負担で、利用をためらってしまう。3か月前の予約が必要などもあり、利用しづらい。
- 汚れてしまうので、一日3着の計算で、バジャマを21着用意した。でも、1週間も洗わないとカビが生えてしまう → 夜逃げみたいだよ（笑）（他の保護者より）
- お願いで利用させていただいているので、物を言いづらい立場はある。

といったお話がありました。今後に向けては、「座談会で話してすっきりするだけではなく、それを解決したい」、「これからも大変だと思うことを発信したい」、「専門家に私たちの困りを理解していただくために、写真などを活用して視覚的に生活実態を伝えていく工夫が必要だ」など、力強い意見が挙がりました。当事者の方々の困り感を丁寧に共有するところからスタートし、地域課題を整理して皆で考える、というこの取り組みが、明日を変えていく大きな原動力になると強く感じた座談会でした。

伊勢原市医療的ケア支援事業 始まる

平成30年度 伊勢原市障がい者にくらしを考える協議会 第2回相談支援部会で開催した事例検討会（かながわ湘南西障福ナビと合同開催）で、行動障害があり医療的ケアを必要とする方の事例が報告されました。事例提供者の相談支援専門員は、厳しい環境下で生活する当事者・ご家族を目的にしながらも、支援の方策が見つからず大変苦労されています。検討の結果、残された可能性が整理され、これから取り組める新たな支援の方向性を見出し終了しました。ただ、医療的ケアを提供できる事業所は決して多くはない上に、行動障害の方の支援の専門性が必要となると、利用できる事業所を見つけることは市外も含めて至難の業であり、地域に必要な資源がないことは明らかでした。そのため、この事例は、平成30年度第1回伊勢原市障がい者にくらしを考える協議会（及びH30 第1回湘南西部圏域自立支援協議会）で地域課題として報告され、看護師を施設等に派遣するなど、現実的な解決策の研究について伊勢原市から説明がありました。

そして、令和3年4月、医療的ケアを必要とする人のサービス利用等を促進し、地域での自立生活の基盤の形成と負担軽減を目的に、看護師が配置されていない時間帯がある通所施設、作業所、保育所、学校等に看護師を派遣し、医療的ケアの支援を行う事業として、「伊勢原市医療的ケア支援事業」が開始されました。本事業は、医療的ケア児のみならず成人も対象であり、今後の活用によって、医療的ケアを必要とする方の社会参加の促進にも期待が集まります。

令和3年度第1回湘南西部圏域自立支援協議会 開催

令和3年7月28日（水）にZoom ミーティングを利用して開催しました。報告事項の圏域内各市町・市町協議会の今年度の取り組み予定では、重層的な支援体制整備事業に関する取り組みが報告されました。「地域共生支援センター」（秦野市）、「ことわらない相談窓口」（二宮町）は今年度から既に開始している事業で、今後の展開に大きな注目が集まります。医療的ケアについては、本誌1面（平塚市）、2面上段（伊勢原市）の内容の報告以外にも、医療的ケア児等コネクター（伊勢原市）の報告がありました。その他では、日中サービス支援型共同生活援助事業所の新設に伴う、市町協議会で意見聴取の場を持つことについて課題提起があり、障害福祉計画との関連で議論し整理される必要があったと共有されました。協議事項の新型コロナウイルスへの対策では、各市町の64歳以下の障害のある人へのワクチン接種状況と在宅障害者のワクチン接種に伴う困りごとの情報などについて、また、ワクチン接種後の支援のあり方については、「ワクチン接種後の高齢者施設等における当面の感染予防対策について」（神奈川県高齢福祉課発出）の基本的な考え方を共有することができました。次回会議は令和4年2月を予定していますが、ワクチン接種後の感染状況次第で、対面開催を検討する予定です。



【あとがき】いよいよ、オリンピックがスタートしました。チケットが当選した同僚を羨ましがっている頃が懐かしいです。新型コロナウイルスや緊急事態宣言など気がかりですが、死闘を繰り広げるアスリートをテレビで観ていると、思わず応援してしまいます。がんばれ！ニッポン！



障福ナビだより

令和 3 年 9 月 30 日 第 115 号

社会福祉法人 常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室
〒259-1302 神奈川県秦野市菩提 1711-2 ☎ 0463-71-5872 Fax 0463-75-3377 E-mail:soudan@jousei.or.jp

第 1 回湘南西部圏域 重心・医療的ケア支援 NW 開催報告

令和 3 年 9 月 10 日（金）に Zoom で開催しました。圏域内では、医療的ケア児等コーディネーターの配置に向けた検討が始まっていますが、今後の本格的な議論に向けて、神奈川県障害福祉課、医療課から、最新情報も含めたその現状について説明いただきました。モデル地域である横須賀・三浦圏域の「医療的ケア児等コーディネーター配置・運用検討会議」で協議されている、医療的ケア児等コーディネーターの果たす地域での役割、担う業務、構築される相談受付体制など、大変参考となる貴重な情報でした。



今年 7 月 3 日、8 月 14 日の大雨では、圏域内市町でも警戒レベル 4 避難指示が複数箇所が発令され、緊張が走りました。災害に関する議題では、当事者・ご家族から、「災害発生時に自宅に近い福祉避難所を利用できるか」という質問や、「一次避難所はベッドが無いためおむつ交換できない可能性があるので避難先として利用づらい」といった意見が挙がりました。それに対し行政からは、一次避難所開設から福祉避難所開設までに通常であれば概ね 4 日程かかる現状の説明がありました。昨今の大雨災害リスクとそれによる避難指示発令の可能性を考えると、医療的ケアを必要とする方が安心して避難できる（静養場所や電源が確保された）避難所をタイムリーに利用できる環境を整えることは、喫緊の課題であることを共有しています。個別事例では、「地域の自治会長さんの協力で人工呼吸器を使用する方の避難訓練を計画していたが新型コロナウイルスの影響で実施できていない」とことや、「大雨で人工呼吸器を使用する方の自宅付近が浸水し始めたため、自宅 2 階への避難の援助を救急に依頼したが、水が引き始めたので避難せずに済んだ」ことが報告されました。災害に備えるため、まずは主治医に電源確保も含めて相談するところから始めたほうが良いという意見が挙がっています。電源確保に関しては、神奈川県近隣都県（東京都、千葉県、茨城県、静岡県）の一部の地域で、人工呼吸器を使用している方の日常生活用具として、令和 2 年以降、正弦波インバーター発電機等の支給が始まっていることを事務局から報告しています。

そのほか、ケア付き通学支援の進捗、短期入所事業所の令和 2 年度実績と現状・課題、コロナ禍での医療的ケア児者ご家族の健康状態に関するアンケート調査結果、ネットワーク名称変更案について報告、意見・情報交換しています。

第 6 期神奈川県障がい福祉計画について

第 6 期の計画期間は、国が一律に令和 3 年度から 5 年度までと定めています。神奈川県では、新型コロナウイルスの影響等を踏まえて策定を 1 年延期し、令和 5 年度末までの目標を令和 3 年度末までに策定することになっています。国の基本指針を踏まえつつ、神奈川県が独自に推進する「当事者目線の新しい障がい福祉のあり方」などをどのように計画に盛り込んでいくのかがポイントになります。



この点に関しては、令和 3 年 6 月及び 9 月に開催された「神奈川県障害者施策審議会」では、「当事者団体もきちんと一緒に進めてほしい」との意見を踏まえて、骨子案が検討されているところです。また、令和 3 年 7 月に書面開催された、「第 30 回神奈川県障害者自立支援協議会」では、計画に対する意見が聴取され、8 月以降は各圏域協議会に対しても追加して意見を聴取しています。なお、令和 3 年 7 月から「当事者目線の障害福祉に係る将来展望委員会」が開催されており、10 月の第 5 回会議では、中間報告のとおりまとめが行われる予定です。そしてこれらを踏まえ、令和 3 年 11 月に開催される「神奈川県障害者施策審議会」において、第 6 期神奈川県障がい福祉計画の素案が報告される見込みです。本紙で触れた会議については、神奈川県ホームページに議事録や会議資料が掲載されています。どれも大変参考になる資料になるので、ご自身で確認してみることをお勧めします。

「医療的ケア児等コーディネーター」の“等”とは？



本誌 1 面の記事で取り上げた会議において、「医療的ケア児等コーディネーター」の“等”には、成人も含まれるのかという質問が挙がりました。それを受け、神奈川県障害福祉課から、厚生労働省に確認した結果として、以下の回答をいただきました。

医療的ケア児等総合支援事業実施要綱の 1 事業の目的に示される、「人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童や重症心身障害児」が「医療的ケア児等」となる。
厳密に言えばこの定義に該当するが、一律に 18 歳を境に支援を途切れさせることは望ましいとは考えない。このため、定義上 18 歳までが支援範囲ではあるが、18 歳以降も必要に応じて対応いただきたいという趣旨でご理解いただきたい。

医療的ケア児の方々への支援体制が整うことで、医療的ケアを必要とする成人の方々へも、様々な波及効果が期待されます。

【あとがき】9 月 21 日（火）の中秋の名月は、8 年ぶりの満月でした。前日の天気予報は曇りだったので、危ぶまりましたが、ぼつちり見えましたね。来年は 9 月 10 日（土）でまた満月です。



社会福祉法人 常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室
〒259-1302 神奈川県秦野市菅堤 1711-2 ☎ 0463-71-5872 Fax 0463-75-3377 E-mail: soudan@jousei.or.jp

宣言解除後の湘南西部圏域内市町協議会等の動きについて

9 月末の緊急事態宣言解除後から感染者がある程度抑えられて推移していることから、圏域内でも感染対策を講じながら、様々な活動が対面開催を中心に再開しています。

平塚市障がい者自立支援協議会では、8 月上旬から感染の急拡大を受けて会議を見合わせていましたが、10 月以降は、身体障がい者支援分科会、精神障がい者支援分科会、医療的ケア児分科会などが開催され、12 月には企画運営部会、本会議（書面）、1 月には就労支援部会によるセミナー（裏面参照）が予定されています。秦野市障がい者支援委員会は、同様に感染の急拡大を受けて 8 月の会議を中止しましたが、10 月以降は各部門の活動が再開し、11 月には本会議を開催しました。この会議では、こども部門の下に、障害児通所支援事業所連絡会、医療的ケア児支援者連絡会が設置されることが承認されました。後者は、圏域内の市町協議会に紐づく医療的ケア児に特化した会議体としては、平塚市に続き、2 つ目になります。伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会では、昨年度 Zoom を導入し各会議で活用されていることから、年度当初に予定された会議が概ね予定通りに開催されています。12 月には医療的ケア児者等支援検討会議（Web）が予定されており、前述の秦野市同様新たな会議体が発足すると言えますが、他の地域とは違い、“者（成人）”も含まれる点に特徴があります。二宮町・大磯町・障害者自立支援協議会、11 月から両町単独での拡大部会をそれぞれ開催しています。協議会以外も同様で、保健福祉事務所、養護学校などで地域関係者との各種会議が開催されています。神奈川県障がい者自立支援協議会のご担当者からは、当圏域外でも様々な会議が一堂に動き出しているとの話を伺いました。コロナ感染の第 6 波がいずれ発生すると懸念される中で、今のうちに必要な取り組みを進めるべく各機関が努力されている表れだと言えます。



当圏域自立支援協議会では、年度当初からほぼ全ての会議を Web で開催する予定であり、現在の感染の推移を受けて、相談支援／重心・医療的ケアの 2 つのネットワーク会議の対面開催を検討しましたが、現状では断念しました。第 2 回圏域自立支援協議会については、年末までに判断する予定です。

相談支援体制の充実強化と第 6 期障害福祉計画

第 6 期障害福祉計画（第 2 期障害児福祉計画）の基本指針には、新たな項目が追加されており、そのうちの 1 つに「相談支援体制の充実・強化等」があります。その成果目標は、「令和 5 年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの体制を確保する」

であり、活動目標は

- ① 障害の種類別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施
- ② 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言
- ③ 地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援の実施
- ④ 地域の相談支援事業者との連携強化の取組の実施

です。

本紙第 115 号でお伝えした通り、第 6 期神奈川県障がい福祉計画は、間もなく素案が示される予定です。12 月初めに開催予定の神奈川県障がい者自立支援協議会（書面開催）では、委員に対して素案への意見聴取が行われる見込みで、当圏域協議会でも委員の方々へ素案をお示しし、改めて意見を募る予定です。また更に、この素案の“相談支援体制の充実・強化等”の項目については、12 月 8 日に開催する湘南西部圏域相談支援 NW 会議の中で意見交換し、当圏域自立支援協議会からの意見と併せて神奈川県に報告する予定です。圏域内市町に目を移すと、現在平塚市と秦野市が第 6 期障害福祉計画を策定中で、伊勢原市、大磯町、二宮町は昨年度に策定済みです。そこで、前述の相談支援 NW 会議では、それぞれの地域の障害福祉計画における“相談支援体制の充実・強化等”の施策実施に向けて、まずは現状の相談支援体制上における課題について共有し、意見交換を行う予定です。相談支援専門員があまり増えない（圏域内市町では微増もしくは横ばい）中で、相談支援体制の充実強化が決して容易ではないことは明らかですが、意見交換によって私たちの努力の方向性を見出したいと考えています。

研修のお知らせ

障がい者就労支援セミナー

日時：令和 4 年 1 月 31 日（月）14:00-16:00 / 場所：平塚市保健センター 2F 講堂
主催：平塚市障がい者自立支援協議会・就労支援部会、障がい者就業・生活支援センター サンシティ
内容：近年、企業において障がいのある方を雇用する取り組みが進んでいます。そのような中でどのように雇用をしたらよいのか、雇用管理はどうすればよいのか迷われている企業様は多いと思います。そこでこの度、障害のある方を積極的に戦力として雇用されている「特別養護老人ホームローズヒル東八幡」施設長と職員の方を講師にお招きして、事例を含めて取り組みをご紹介いただくこととなりました。企業の方だけではなく、支援者の方、当事者の方にとっても参考となること間違いなしです。是非奮ってご参加ください。
申し込み：近日中に配布されるチラシの裏面に必要事項を記入して FAX でお申込みください。チラシの入手に関する問い合わせは、平塚市障がい福祉課、または、サンシティまで。

【あとがき】本紙第 115 号（前号）1 面の「第 1 回湘南西部圏域 重心・医療的ケア支援 NW 開催報告」の記事の中で、近隣郡県で人工呼吸器を使用している方へ日常生活用具として発電機の支給が始まっていることをお伝えしましたが、神奈川県においても厚木市が令和 3 年 4 月 1 日から、人工呼吸器用自家発電機、人工呼吸器用外部バッテリーの支給を開始したとの情報をお寄せいただきました。医療的ケアが必要な方の災害対策では課題が山積していますが、この様な優れた取り組みが今後も紙面で共有させていただきます。

かながわ湘南西

障福ナビだより



令和4年1月31日 第117号

社会福祉法人 常成福祉会 丹沢自律生活センター総合相談室
〒259-1302 神奈川県秦野市菩提 1711-2 ☎ 0463-71-5872 Fax 0463-75-3377 E-mail: soudan@jousei.or.jp

第2回 圏域相談支援ネットワーク会議 開催

令和3年12月8日(水)に第2回会議をWeb開催しました。

前号でもお伝えした通り、障害福祉計画の基本指針に“相談支援体制の充実・強化等”が新たに追加され、全国的に取り組むべき課題として明示されたことを受けて、現在策定中(一部策定済み)の神奈川県、圏域内市町の計画内容を踏まえつつ、改めて地域課題と捉え直して意見交換しました。現状認識では、「相談支援事業所、相談支援専門員が増えず、不足している」、「地域内に新規計画相談に応じる余力がない」、「新規の計画相談ケースに委託相談支援事業所がやむなく対応している



が、状況が落ちてきているから特定相談支援事業所へ引き継げず、数が増え続けて業務を圧迫している」という点が、ほぼ共通していました。それらを背景に、「計画やモニタリングに追われる中で、意思決定支援の全県展開が正直不安だ」という声も聞かれました。

- 今後の対策では、相談支援事業所、相談支援専門員を増やすためのアイデアとして、
- ① 障害児者のサービス提供事業所の事業申請を受ける際に、市町行政が相談支援事業所開設を勧奨する。(圏域内で相談支援事業所の開所につながった事例が複数あり)
 - ② 小規模で優良な相談支援事業所の経営基盤を強化するため、複数事業所の協働体制を促進し、機能強化型サービス利用支援費の取得を可能とする(ただし、地域生活支援拠点に位置づけることが必要)。そのために、市町部会等で説明の機会を設ける。
 - ③ 報酬改定の内容理解が不十分な可能性もあるため、既存のわかりやすい資料を活用するなどして、普及啓発に努め、相談支援事業所が加算などを取得しやすくする。
 - ④ 負担軽減によって本来業務へ集中できる環境を作ることとを目的に、障害支援区分認定調査の相談支援事業所以外への委託を検討する。
 - ⑤ 相談支援従事者初任者研修の就業率が高い地域に、申し込み追加枠を設定し、就業予定

の人を拾い上げ易くする。

など、複数の意見がありました。会議終了後にそれらをとらえ、ネットワーク内で共有しています。必要なものについては、神奈川県障害者自立支援協議会(書面開催)への回答書で第6期神奈川県障害がい福祉計画(改定素案)への意見として報告しました。

かながわ湘南西障福ナビだより

第2回 重心・医療的ケア支援ネットワーク会議 開催

令和4年1月14日(金)に、第2回会議をWeb開催しました。本ネットワークの正式名称「重症身障児者及び医療的ケアを必要とする方の支援ネットワーク」は、平成23年度にスタートして以来変わらずに用いてきた愛着のある名称ですが、“もう少し短い方が覚えやすい”というご意見や、昨今の医療的ケア児への注目が集まる一方で、成人の方も本ネットワークの支援対象であることの明示が必要であることから、第1回会議から検討を開始し、今回会議で3つの候補の中から決定しました。

新しい正式名称は、「重心・医療的ケア児者支援ネットワーク」です。

本記事のタイトルでも使っている略称に“児者”をいれたものが正式名称として採用されました。来年度から使用開始しますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

その他の議題では、神奈川県医療課、障害福祉課から、横須賀三浦圏域での医療的ケア児等コーディネーター配置・運用検討会議での検討結果を報告いただきました。また、それを受けて、圏域内市町からも同様に検討状況を報告いただき、令和5年度頃からの配置を目標に掲げている地域が多いことがわかりました。サービス提供事業所からは、近くに養護学校卒業後の通所先がなく、遠いことを承知で他圏域から通所を希望する医療的ケアを必要とするお子さん・ご家族が増えており、来年度で受入れ枠がいっぱいになると報告がありました。これについては、当圏域だけでは解決できない広域の課題であることから、事務局が他圏域と課題を共有していくことになりました。その他、保護者の方からの当事者としての大切な役割についての発信、あんしんネット(ソーシ平塚)での医療的ケアを必要とする方の年末年始の緊急短期入所受入れや平塚養護学校の肢体不自由教育部門 進路に関わる連絡会の報告など、コロナ禍でも熱のこもった各機関からの実践報告が続きました。これだけの方が真摯に取り組んでいることを改めて実感し、力を分けていただいた気持ちになりました。

令和3年度 専門コース別研修「権利擁護」 虐待リスクとその対応を考える

日時：令和4年2月28日(月) 9:30 ~ 17:30

方法：ZOOMによるオンライン

主催：特定非営利活動法人 かながわ障がいケアマネジメント従事者ネットワーク(KCN)
内容：相談支援専門員として、日々利用者の地域生活を支援する中で、無意識に利用者の権利を侵害している可能性があります。神奈川県における権利擁護の取り組みや、障害のある方の侵害されやすい権利について学びを深め、虐待につながる芽を摘み視点、その対応について講義と演習で学びを深めます。

講師：行貴志都子氏 / 受講費：2000円

申し込み：KCN ホームページからチラシ及び申込用紙をダウンロードして記入し、初任者研修修了証又は現任研修を修了している方は最新の現任研修修了証のコピーを添付して郵送(郵送のみの受付)。※切：令和4年2月14日(月)17時必着、詳細はチラシ参照。

【あとがき】当法人ホームページで既にお伝えしていますが、1月24日(月)に丹沢レジデンシャルホーム(生活介護・施設入所支援)、花鳥地域生活支援センター(居宅介護)職員の新規新型コロナウイルスへの感染が確認されました。現在、平塚保健福祉事務所秦野センター、神奈川県、秦野市にご指導を賜りながら、感染拡大防止に努めております。当法人の事業所及び施設をご利用されている皆さま、ご家族様、関係機関の皆様方に多大なるご心配、ご迷惑をおかけしておりますこと、心よりお詫ひ申し上げます。今後の経過につきましては、ホームページにてご報告させていただきます。

第2回湘南西部圏域自立支援協議会 Web 開催

令和4年2月16日(水)に第2回協議会をWebで開催しました。各機関から今年度の振り返りと来年度の予定について、報告いただいています。

平塚市では、特別支援学校とありがとう運営協議会が中心となって、生徒と保護者を対象に、対面で福祉事業所合同説明会を開催してきました。現在は、秦野市、伊勢原市でも同様の取り組みが実施されています。今年度はコロナ禍のため事業所紹介を YouTube で限定配信しましたが、コンテンツを有効活用し、積極的な情報を発信するため、平塚市役所本館1階の福祉シヨップありがとうの店頭に液晶モニターを設置し、就労に向けての取り組みなど、活き活きとした障害当事者の方々の活動の様子を映し出しています。伊勢原市では、伊勢原市障がい者とくらしを考える協議会の就労支援部会において、産業能率大学柴田ゼミとインターンシップ協定を結び、学生が事業所を訪問し、事業所紹介動画を作成しました。協議会ではその一部を上映いただいています。

地域生活支援拠点には、少しずつ整備が進んでいます。秦野市地域生活支援センター「ばれっと・はだの」では、令和4年度から、緊急時受け入れを希望する障害者(登録制)に対して、休日夜間を問わず電話による相談対応をおこないます。電話を受けた「ばれっと・はだの」のコーディネーターは、事前に登録した短期入所先と緊急受け入れに向けた各種調整を開始します。圏域全体では、事前に登録した医療的ケアのある方を対象に緊急時の受け入れを行う機関として、あんしんネット【ソーレ平塚】があります(令和3年度はほぼ毎日夜間看護師配置実績あり)。神奈川県は、市町村の地域生活支援拠点の整備が進む中であんしんネット事業の見直しを進めており、令和4年度から委託費が減額となります。そのため、今後の圏域内の医療的ケアのある方の緊急時の受け入れ体制について、早急に見直しをつける必要があることを本会議で共有しています。その他、二宮町からは高齢介護課の「ことわらない相談窓口」において毎月100件近い相談が寄せられていること、秦野市社会福祉協議会からは農福連携の実績を報告いただきました。

令和4年度に向けては、大磯町をはじめとする行政から、障害者計画の策定に向けたアンケート調査実施、伊勢原市からは児童に続いて、身体、知的分野の委託相談支援事業の開始についてアナウンスがあります。



令和3年度 施設入所中児童の地域移行にかかる連絡会議

令和4年2月21日に平塚児童相談所が主催でWeb開催されました。参加者は、圏域内市町行政5か所、特別支援学校3校、委託相談支援事業所3か所、ナビ、県障害サービス課です。

施設入所中の児童が特別支援学校高等部を卒業する際に、障害児入所施設を退所して新しい生活の場に移る必要があります。これは、平成24年の児童福祉法改正によって、18歳以上の障害者については、障害者施策で対応することが明確化されたことに起因しています。ただ、現に入所している方が退所させられることが無いよう、みなし規定を設け、平成29年、令和2年にそれを延長してきました。結果として移行支援は十分に進まず、多くの方が障害児入所施設に留まっていることが全国的な課題になっています。

神奈川県では、対象児童の高校2年生1学期を目安に児童相談所から援護の実施市町村に福祉事務所通知が発出され、移行支援がスタートします。本会議は、平成28年から年に1回程度開催されており、今回は以下の意見が挙がりました。

- 福祉事務所通知が届いてから認定調査を始めるが、その時点で「初めまして」の挨拶をして、情報が見つけられないまま時間が経過していくことがある。(市町行政)
- 移行先が見つからないまま施設を退所し、やむなく精神科病院で受け入れてもらい、現在も施設を探している方がいるが、加齢児にはカウントされていない。(市町行政)
- コロナ禍で滞っている。本人の意向確認が大切な。(委託相談支援事業所)
- 強行行動障害のある方の移行支援は難しい。県立施設の役割発揮に期待したい。(委託相談支援事業所)
- 支援の受け皿がないという現実がある。グループホームは沢山出来ているが、支援の質が伴っていないところも見られる。(委託相談支援事業所) …など

県障害サービス課からは、以下の説明がありました。

- 国は令和3年1月～7月に「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を開催し、8月の報告書では、都道府県による新たな移行調整の枠組みとして、都道府県を責任主体として協議の場を設けること、成人サービスへの移行が困難なケースについては、児童相談所、相談支援事業所、障害児入所施設等の協力の下で移行調整を進める(移行先がある程度決まってきた段階で、移行後の支給決定主体(市町村)へ引き継ぐ)ことなどが示された。
- 神奈川県においては、県主催でこの協議の場のキックオフ会議を年度内に開催し、来年度からは定期的に開催し議論する。障害児施設だけで議論するのではなく、成人サービスでも受け止めるのかといった広い議論が必要。また、グループホームは設置促進により整備が進んだが、地域移行者は増えていないことから、どうすれば重度の方が利用できるのか研究していきたい。

来年度から新たな協議の場での議論が始まることで、対象となる方を中心とした支援が更に深まることが期待されます。当圏域内での新たな動きなどがあれば、本紙でも引き続き報告します。

【あとがき】医療的ケアを必要とする方の災害への備えは電源確保が大きな壁です。パッチャー等は高価で一般家庭が準備するのは容易ではありません。大磯町では、町として災害対策を進める際に、福祉避難所において医療的ケア等を必要とする方を意識したソーラーパッチャーを購入しました。

